

令和6年度 第2回 熊本市多核連携都市推進協議会

日時：令和6年 8月 9日（金） 14：00～

場所：熊本市役所議会棟2階 議運・理事会室

次 第

1. 開会・挨拶

2. 協議内容

（1）現行の都市マスタープランのふりかえり

1）課題・基本的視点・基本理念・目標

2）分野別の基本的な方針

（2）次期都市マスタープランの策定に向けた課題の抽出

（3）今後の予定

3. 閉会

令和6年度 第2回 熊本市多核連携都市推進協議会 委員名簿

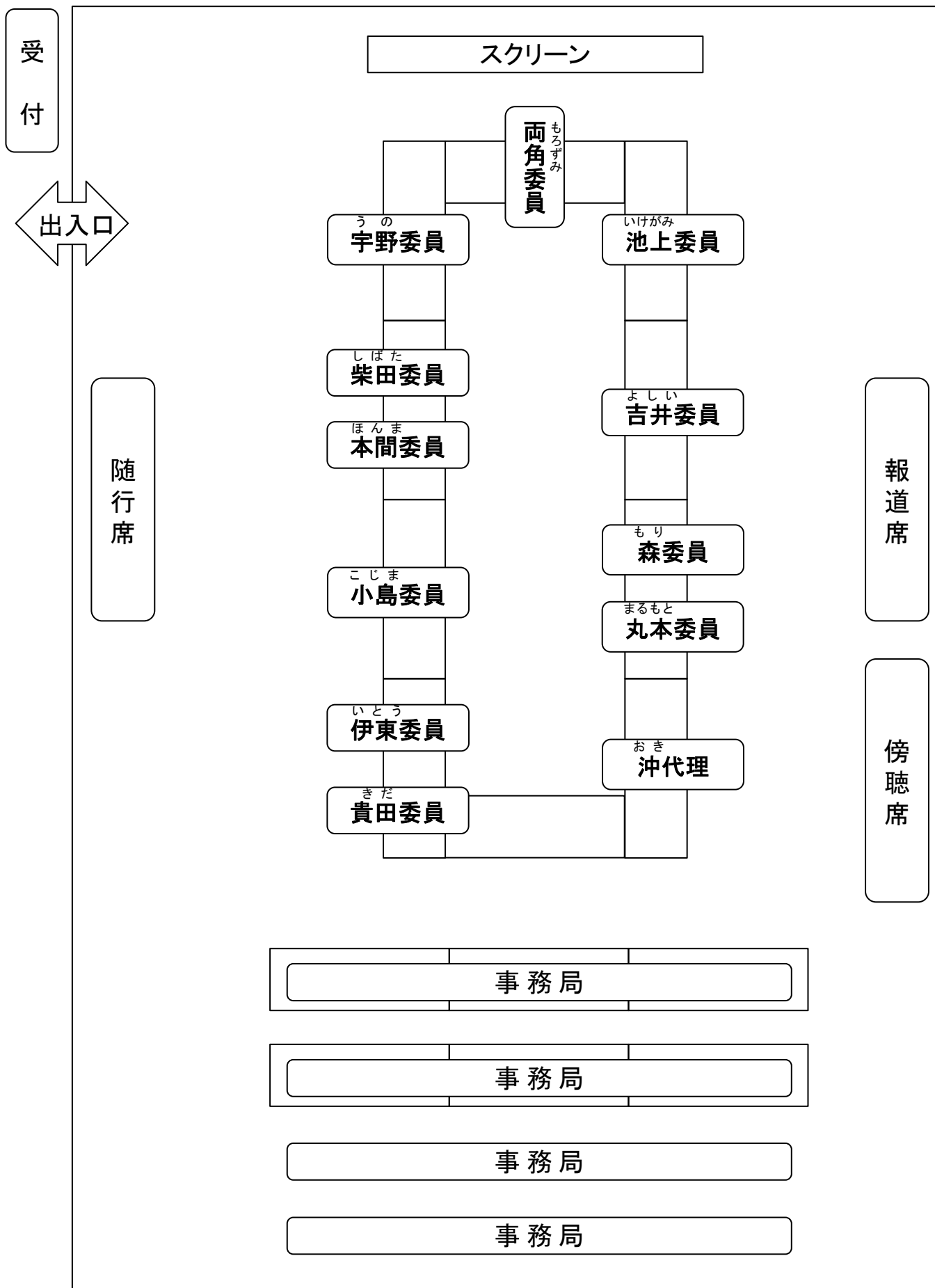
(敬称略・順不同)

種別	分野	委員	よみがな	役職等	出欠
学識経験者 (8名)	都市計画	両角 光男	もろすみ みつお	熊本大学 名誉教授	出席
	経済	宇野 史郎	うの しろう	熊本学園大学 名誉教授	出席
	農業・地域	柴田 祐	しばた ゆう	熊本県立大学 環境共生学部 教授	出席
	地域防災	竹内 裕希子	たけうち ゆきこ	熊本大学 大学院先端科学研究部 教授	欠席
	交通計画	吉城 秀治	よしき しゅうじ	熊本大学 くまもと水循環・減災研究教育センター 准教授	欠席
	福祉	相藤 絹代	あいとう きぬよ	元熊本学園大学 准教授	欠席
	住宅・建築	本間 里見	ほんま りけん	熊本大学 大学院先端科学研究部 教授	出席
	環境	小島 知子	こじま ともこ	熊本大学 大学院先端科学研究部 准教授	出席
民間団体等 (6名)	医療	池上 あずさ	いけがみ あずさ	一般社団法人 熊本市医師会 理事	出席
	高齢者福祉	吉井 壮馬	よしい そうま	熊本市老人福祉施設協議会 会長	出席
	児童福祉	森 眞樹子	もり まきこ	熊本市私立幼稚園・認定こども園協会	出席
	教育	濱石 浩二	はまいし こうじ	熊本市PTA協議会 会長	欠席
	経済	丸本 文紀	まるもと ふみのり	熊本商工会議所 常議員	出席
	住宅	川口 雄一郎	かわぐち ゆういちろう	公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会 熊本県支部 顧問	欠席
市民 (2名)	公募	伊東 洋	いとう ひろし		出席
	公募	貴田 雄介	きた ゆうすけ		出席
(1名) 関係行政機関	熊本県	富永 隼行	とみなが よしゆき	熊本県 企画振興部長 (代理：熊本県 企画振興部 沖政策審議監)	代理出席

令和6年度 第2回熊本市多核連携都市推進協議会

日時：令和6年8月9日（金） 14時00分～

場所：熊本市役所議会棟2階 議運・理事会室



制定	平成27年	3月30日市長決裁
改正	平成27年	6月30日市長決裁
	平成28年	3月29日都市政策課長決裁
	平成29年	3月31日都市政策課長決裁
	平成31年	3月27日都市政策課長決裁
	令和2年	7月2日市長決裁
	令和3年	1月26日市長決裁
	令和3年	4月22日都市政策課長決裁
	令和4年	5月25日都市政策課長決裁
	令和6年	5月13日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第3条の規定に基づき、熊本市多核連携都市推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するもの。

- (1) 人口減少・超高齢化社会に対応した都市空間の形成に関する事項
- (2) 拠点となる地域への都市機能集積に関する事項
- (3) 公共交通の利便性の高い地域への居住促進に関する事項
- (4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に規定する都市マスタープランに関する事項
- (5) 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に規定する立地適正化計画等及びその実施に関する事項
- (6) その他協議会において必要と認める事項

2 協議会は、都市再生特別措置法第117条の規定に基づく市町村都市再生協議会を兼ねるものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員若干名で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうち、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 多核連携都市の実現に際し密接な関係を有する者で、市長が必要と認めるもの
- (3) 本市に居住又は通勤通学する者で、公募のうえ選任されたもの
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長を置き、第3条第2項第1号に規定する学識経験者の委員のうち、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 協議会に副会長を置き、委員のうち、会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、協議のために必要があると認めるときは、協議会の委員以外の者に対し、協議会の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(書面協議)

第7条 会長は、緊急の必要性があり協議会の会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由がある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い、協議会の会議に代えることができる。

2 前条第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(会議の公開)

第8条 会議は、公開とする。ただし、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）第7条に掲げる情報に該当する情報について協議等を行うとき、又は委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で公開が不適当と議決されたときは、これを公開しないことができる。

2 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他の傍聴について必要な事項は、別に定める。

(庁内会議)

第9条 協議会を円滑に運営するために庁内会議を置くことができる。

2 庁内会議は、第2条第1項各号に掲げる事項その他協議会の円滑な運営のため必要な事項について検討する。

3 庁内会議の委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

4 庁内会議の議長は、都市建設局長をもって充てる。

5 庁内会議は、必要に応じて庁内会議の議長が招集する。

6 庁内会議の議長は、協議のために必要があると認めるときは、庁内会議の委員以外の者に対し、庁内会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第10条 会長は、必要と認めるとき、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、第2条第1項各号に掲げる事項について詳細な検討を行い、協議会へ報告する。

3 専門部会の委員は、協議会の委員のうち、第3条第2項第1号に規定する学識経験者をもって充てる。

4 専門部会の部会長は、専門部会の委員の互選によりこれを定める。

5 専門部会は、必要に応じて専門部会の部会長が招集する。

6 専門部会の部会長は、協議のために必要があると認めるときは、専門部会の委員以外の者に対し、専門部会への出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第11条 協議会に関する庶務は、都市政策課において行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営等について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月13日から施行する。

別表（第9条関係）

庁内会議を構成する委員

1	都市建設局長
2	政策局総合政策部長
3	政策局危機管理防災部長
4	総務局行政管理部長
5	財政局財務部長
6	文化市民局市民生活部長
7	健康福祉局健康福祉部長
8	こども局こども育成部長
9	環境局環境推進部長
1 0	経済観光局産業部長
1 1	農水局農政部長
1 2	都市建設局都市政策部長
1 3	都市建設局交通政策部長
1 4	都市建設局住宅部長
1 5	都市建設局公共建築部長
1 6	都市建設局土木部長
1 7	都市建設局森の都推進部長
1 8	中央区役所区民部長
1 9	東区役所区民部長
2 0	西区役所区民部長
2 1	南区役所区民部長
2 2	北区役所区民部長
2 3	消防局総務部長
2 4	交通局次長
2 5	上下水道局総務部長
2 6	教育委員会事務局教育総務部長
2 7	農業委員会事務局長

令和6年度

第2回 熊本市多核連携都市推進協議会

R6. 8. 9(金)14:00～

1. 現行の都市マスタープランのふりかえり

- 1) 課題・基本的視点・基本理念・目標
- 2) 分野別の基本的な方針

2. 次期都市マスタープランの 策定に向けた課題の抽出

3. 今年度の予定

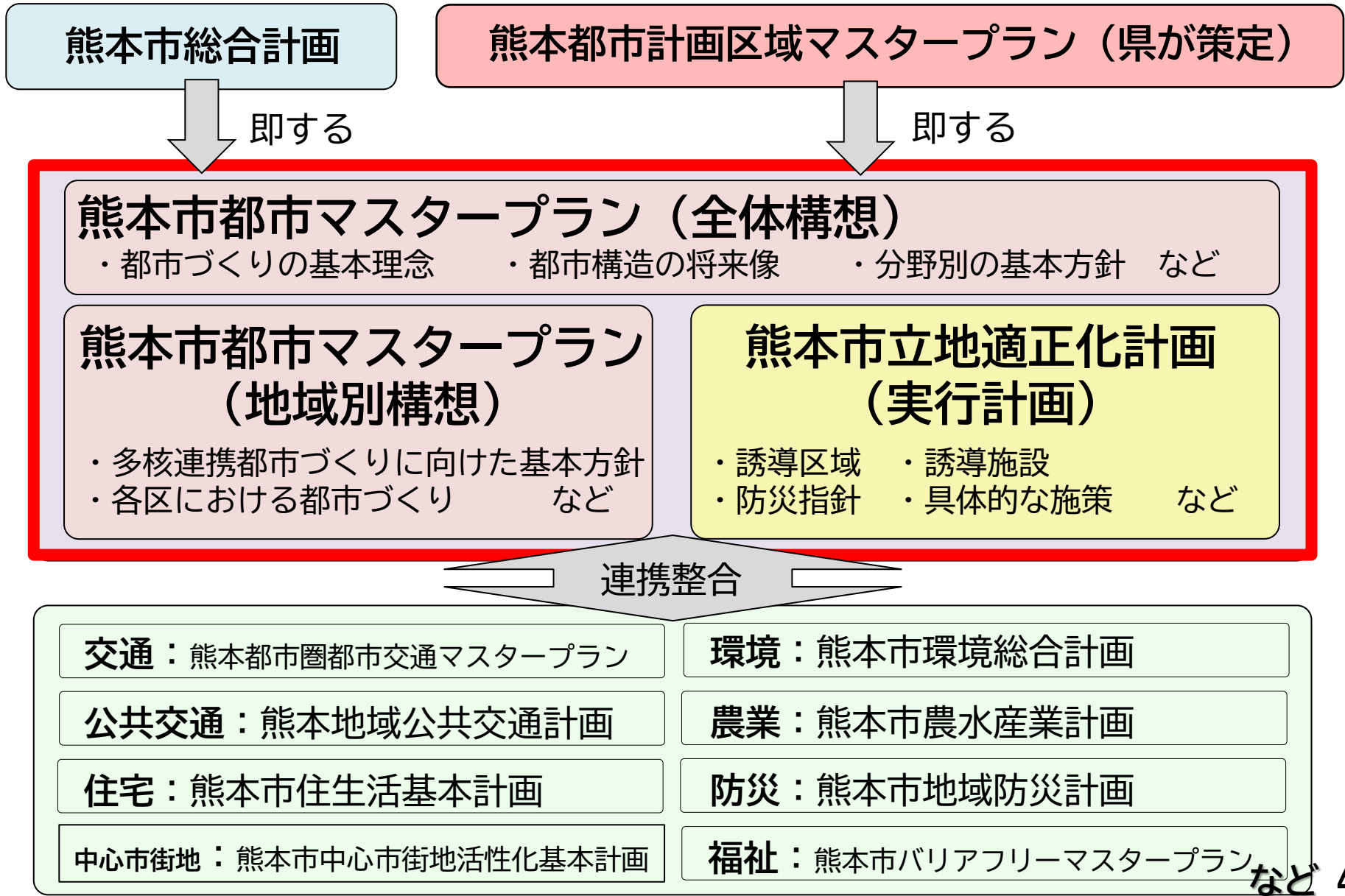
はじめに

■ 本協議会の流れ

	主な検討内容(予定)	今回
【前回】 第1回協議会	・次期都市マスタープラン の統合イメージ	
【今回】 第2回協議会	・現行の都市マスタープランのふりかえり ・次期都市マスタープランの課題の抽出	
第1回専門部会 第2回専門部会	・課題、構成、将来像の専門的議論	
【次回】 第3回協議会	・課題、構成、将来像	

はじめに

■ 各種計画の体系について



はじめに

■ 都市マスタープラン等の改定歴

- ・都市計画法(同法第18条の2)に基づき、本市の第2次都市マスタープラン「全体構想」を平成21年度に策定し、平成26年度には同マスタープラン「地域別構想」を策定。
- ・合併による市域拡大や熊本地震の発生等、変化や課題に適応するため適宜見直しや修正を実施。

計画		時期	主な策定理由(見直し理由)
第2次都市マスタープラン(全体構想)	策定	H21年3月	人口減少・社会情勢の変化、都市計画法(まちづくり三法)改正や熊本都市圏ビジョン(2007.2)策定等の背景を踏まえ、 <u>持続可能でだれでも移動しやすく暮らしやすい都市</u> として <u>新たな都市づくりの目標や都市空間の将来像</u> として多核連携都市を設定
	第1回修正	H22年10月	植木町、城南町の合併に伴って、人口目標値の再設定や都市計画区域を追加された事で植木町・城南町に係る都市計画道路など一部を追加・見直し
	第2回修正	H29年8月	熊本地震(H28.4)が発生したことで、各分野にわたって甚大な被害や課題が出た経験を踏まえ、「災害にも強い多核連携都市」の実現に向けて主に防災・減災を見直し
第2次都市マスタープラン(地域別構想)	策定	H26年3月	平成24年に熊本市が政令指定都市へと移行し、行政区が設置された事を踏まえ、第2次熊本市都市マスタープラン(全体構想)(H21.3)に即して、各区における都市政策上の主な取り組みを体系的に明示
	第1回修正	H30年10月	第2次熊本市都市MP(全体構想)の見直し(H29.8)に併せ、防災・減災の面を重点的に見直し
立地適正化計画	策定	H28年4月	今後の持続可能な都市構造を目指すうえで、 <u>市民の生活を支えるコンパクトなまちづくりと、これと連携した公共交通のネットワークを形成することが重要とされ</u> 、都市再生特別措置法や都市再生基本方針等に基づき、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための本計画を作成
	第1回改定	R3年3月	都市機能強化にあたって、「都市機能および人口密度を維持・確保するための具体的な施策」を追加及び防災等の具体的な取り組みを評価する為の「防災指針」を追加
熊本都市計画区域マスタープラン(県策定)	策定	H16年5月	概ね20年後を展望した都市計画の基本的な方向性として、農業生産・都市の環境と農業集落の活力の維持増進を図る為に、『豊かな自然と歴史を活かし交流を育む中枢拠点都市づくり』を基本理念に掲げ、区域区分の決定の有無や概ね10年以内に実施する土地利用等の都市計画の決定・方針を明示
	変更	H21年5月	区域区分の定期見直しに伴う変更
	変更	H24年4月	旧富合町・旧植木町・旧城南町の合併に伴い都市計画区域の執行範囲に拡張を踏まえた変更
	改定	H27年5月	『豊かな自然と歴史を活かし、活力あるエコ・コンパクトな都市づくり』を基本理念に掲げ、区域区分の決定の有無やおおむね10年以内に実施する土地利用などの都市経過の決定・方針を見直し

1. 現行の都市マスタープランのふりかえり

1) 課題・基本的視点・基本理念・目標

2) 分野別の基本的な方針

2. 次期都市マスタープランの 策定に向けた課題の抽出

3. 今年度の予定

1.1)課題・基本的視点・基本理念・目標

■ 現行の都市マスタープラン | 都市の現況と課題

- (1) 九州の中心的役割を担う行政、教育機関の立地
- (2) 交流人口の増加
- (3) 市域を越えた広域的連携の強化
- (4) 九州新幹線など広域交通網の形成
- (5) 地下水の量と質の保全
- (6) 自動車利用の増加と公共交通利用者の減少
- (7) 地球環境問題への対応
- (8) 本格的に到来する人口減少、少子・高齢社会
- (9) 市街地の拡大、都市機能の郊外化と中心市街地の疲弊、都市活力の衰退
- (10) 農水産業の振興
- (11) 地域経済の再生と活性化
- (12) 地域コミュニティの維持・向上と市民参画・協働のまちづくり
- (13) 防災・減災のまちづくり

1.1)課題・基本的視点・基本理念・目標

■ 現行の都市マスタープラン | 基本的視点・基本理念

基本的視点

(1)広域的な視点

九州中央に位置する地理的優位性などを生かし、広域交流拠点都市として、観光需要の喚起や経済活性化、迅速な災害復旧・救援に繋がる都市づくりを進める。

(2)地域の視点

自然を活かし、環境と調和した都市づくりを進めるとともに、都市構造を多核連携型へ誘導し、公共交通と連動させた効率的な活動ができる都市づくりを進めていく。

基本理念

- これまで形成された都市基盤や経済活動等を支える都市機能の立地を活かし、さらに海外へも目を向けた広域交流拠点都市として発展していく。
- 熊本城や地下水などの歴史・文化、豊かな自然の中で、個性を生かしたまとまりのある地域づくりを進め、将来的にも心豊かに暮らせる都市をめざす。

1.1)課題・基本的視点・基本理念・目標

■ 現行の都市マスタープラン | 目標

基本目標Ⅰ

九州中央の広域交流拠点に
ふさわしい都市づくり

目標① 城下町の歴史と文化を活かした、
魅力ある熊本づくり

目標② 多様な交流を創出し、活力を生
む基盤づくり

基本目標Ⅱ

誰もがいきいきと輝く暮らし
やすい都市づくり

目標③ 自然と共生した、暮らしやすい
地域づくり

目標④ 皆で支えあう、安全で快適なま
ちづくり

土地
利用

都市
交通
体系

市街地
整備

住宅
整備

自然環境
保全・公園
緑地等公共
空地整備

その他
都市
施設

都市
景観
形成

都市
防災

分野別の基本的な方針

多核連携型都市構造

地域拠点の利便性向上

中心部の高次都市機能
の維持・集積

自然環境や農業生産環境
との調和

広域交通網の整備

基幹公共軸、広域交通拠
点の機能強化

歩行者中心の回遊性の
高い快適な空間形成

自然・景観に配慮した
道路整備

中心市街地の
にぎわい創出

市街地再開発事業の
促進

商業機能と居住環境の
調和

郊外部・工業地域の
市街地形成

多様化・高度化する
ニーズへの対応

安心できる住環境の形成

少子高齢社会への対応

地域性を活かした
住まいづくり

多様な自然環境の
後世への継承

地下水の保全

「森の都」づくり

市民にうるおいを与える
緑の配置

下水道の整備

河川の整備

防災・減災機能の強化

再生可能エネルギーの
導入・利用促進

眺望景観づくり

沿道景観づくり

地域景観づくり

協働の景観づくり

各種計画に基づいた
復旧・復興の推進

災害に強い
都市基盤の形成

災害時でも機能する
拠点整備

市民・地域・行政の
災害対応力強化

1. 現行の都市マスタープランのふりかえり

1) 課題・基本的視点・基本理念・目標

2) 分野別の基本的な方針

2. 次期都市マスタープランの 策定に向けた課題の抽出

3. 今年度の予定

1.2)分野別の基本的な方針

(1)土地利用の方針

■基本方針

地域拠点と中心市街地が利便性の高い公共交通で結ばれ、地域拠点相互も公共交通や幹線道路でつながる、『多核連携型の都市構造』を目指します。

■施策の体系

(1)拠点の形成

高次都市機能を維持・集積した中心市街地と、地域の日常生活に必要な都市機能を維持・確保した地域拠点・生活拠点の機能を高めます。

①中心市街地、②地域拠点、③生活拠点

(2)市街化区域等の土地利用方針

高次都市機能の維持・集積及び熊本城を活かした商業・業務地としての土地利用を図りつつ、周辺環境に配慮した工業機能の維持、居住環境改善による人口密度の維持を図ります。

①商業・業務地、②工業・流通業務地、③居住地

(3)市街化調整区域等の土地利用方針

自然環境・農地の保全を図るとともに、生活環境の向上、計画的な宅地化を許容します。

①自然環境を保全及び形成すべきゾーン、②農業的土地利用の保全すべきゾーン、
③既存集落を形成しているゾーン、④地区計画による秩序ある計画的な土地利用

1.2)分野別の基本的な方針

(1)土地利用の方針(これまでの主な取組)

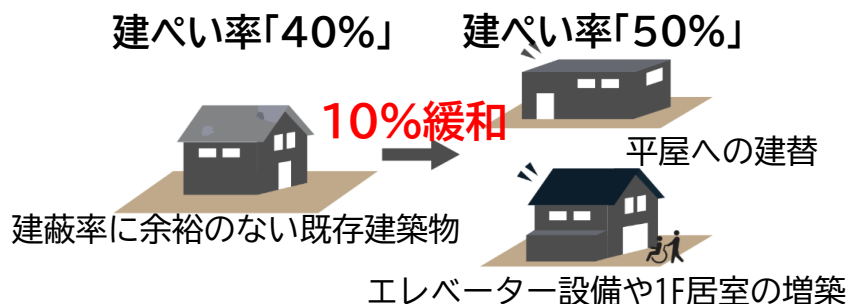
●熊本市立地適正化計画(H28.4月策定)

- ・多核連携都市の実現するため、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設などの都市機能の増進に著しく寄与するもの）の立地の適正化を図る「立地適正化計画」を策定。

●用途地域の変更(R3.11月)

- ・立地適正化計画の推進に向け、建ぺい率の緩和と用途を変更。
- 【変更内容①】
- ・対象地域の第1種低層住居専用地域の建ぺいを40%から50%へ緩和。

▼建蔽率緩和のイメージ



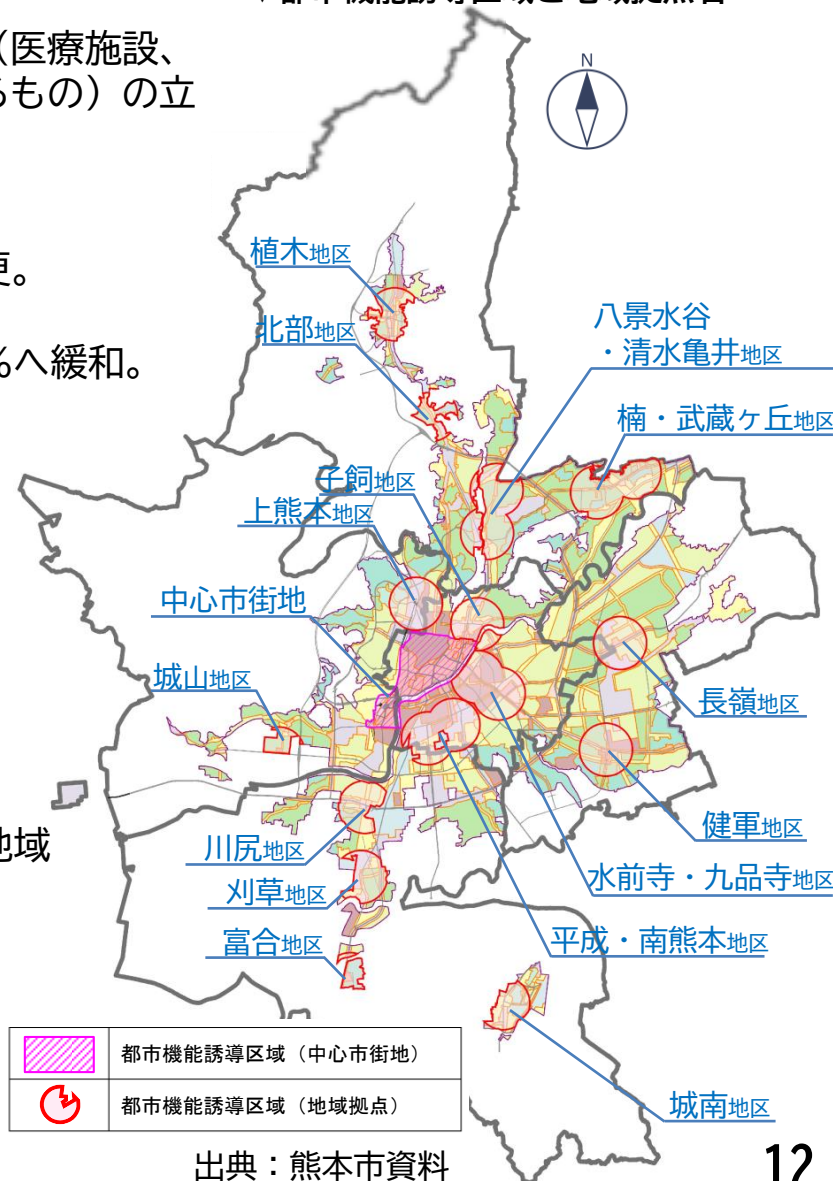
【変更内容②】

- ・対象地区の用途を第2種中高層住居専用地域から第1種住居地域へ緩和。

▼変更による主な建築制限の緩和（一部抜粋）

用途	第2種中高層住居専用地域		第1種住居地域
住宅、共同住宅	制限なし	➡	制限なし
店舗	1500㎡以下、2階以下	➡	3000㎡以下、階数制限なし
事務所	1500㎡以下、2階以下	➡	3000㎡以下、階数制限なし
ホテル旅館	不可	➡	3000㎡以下
パチンコ	不可	➡	不可

▼都市機能誘導区域と地域拠点名



出典：熊本市資料

1.2)分野別の基本的な方針

(1)土地利用の方針(これまでの主な取組)

●地区計画(住宅開発型)の都市計画決定

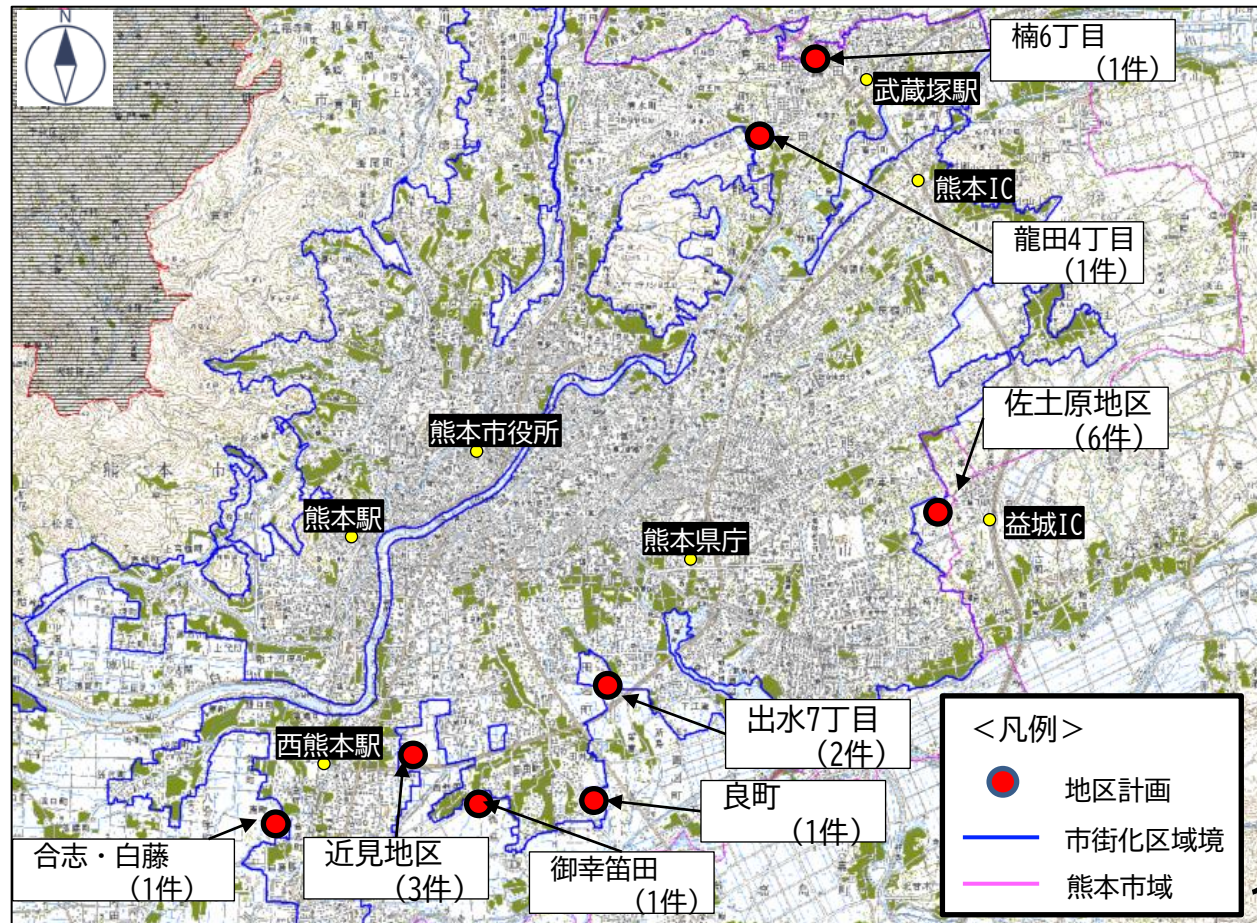
- ・市街化調整区域における良好な居住環境の維持及び形成に寄与することを目的として、H19に「熊本市の市街化調整区域における地区計画の運用基準」を策定。
- ・現在まで、市街化調整区域（市街化区域縁辺部）において計16件の地区計画を都市計画決定。

▼市街化調整区域地区計画一覧

No	名称	告示日	面積 (ha)
1	良町地区	H21.5.15	5.9
2	御幸笛田町地区	H25.1.8	0.6
3	近見6丁目地区	H25.4.25	0.6
4	楠6丁目地区	H25.4.25	0.7
5	佐土原3丁目地区	H25.4.25	1.9
6	出水7丁目地区	H26.10.27	2.3
7	佐土原3丁目(その2)地区	H27.4.27	1.3
8	佐土原2丁目地区	H27.4.27	2.2
9	近見3丁目地区	H27.10.23	0.9
10	龍田4丁目地区	H28.4.28	1.0
11	佐土原3丁目(その3)地区	H29.4.24	1.6
12	出水7丁目(その2)地区	H29.11.16	2.0
13	近見6丁目(その2)地区	H30.12.3	0.6
14	佐土原3丁目(その4)地区	R3.2.9	1.7
15	合志3丁目・白藤1丁目地区	R3.4.20	5.6
16	佐土原3丁目(その5)地区	R3.11.29	1.0
合計			29.9

出典：熊本市資料

▼市街化調整区域における地区計画位置図



1.2)分野別の基本的な方針

(1)土地利用の方針(これまでの主な取組)

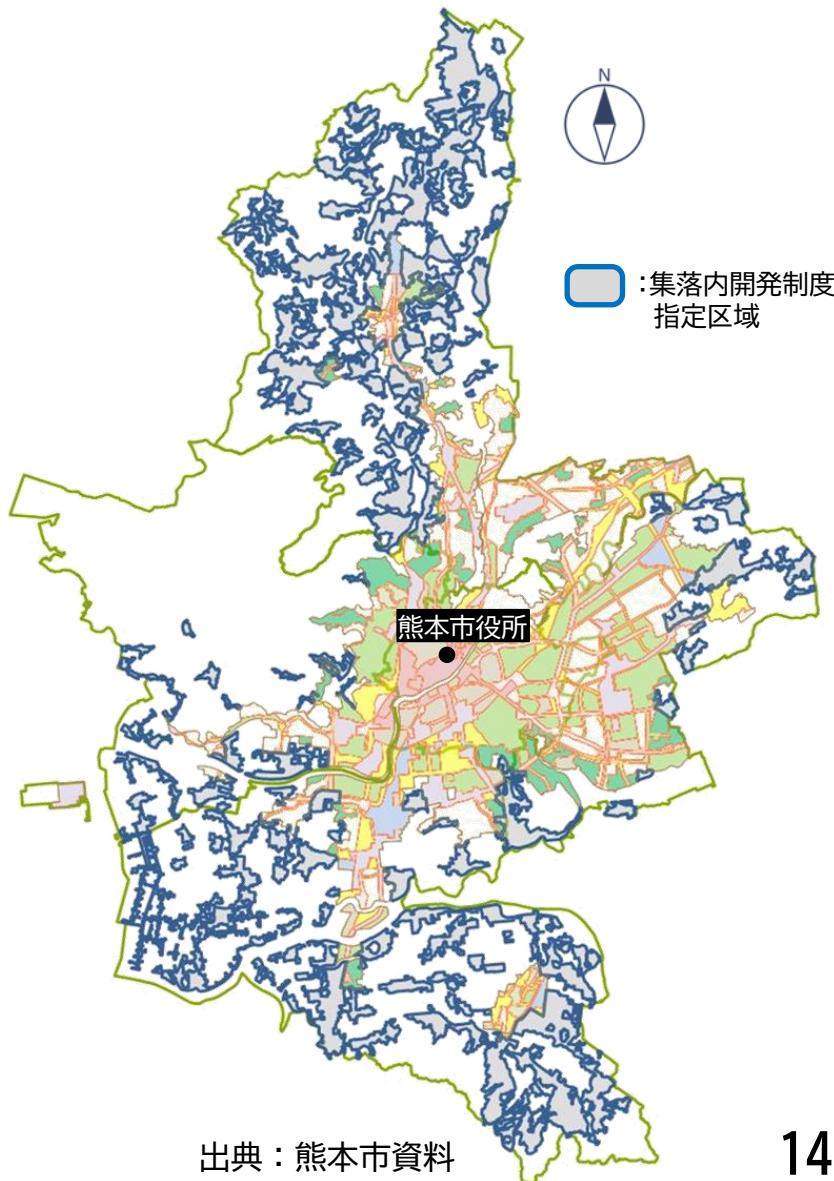
●集落内開発制度(H22.4月運用開始)

- ・市街化調整区域の既存集落を形成している区域において、生活環境の向上やコミュニティの維持・活性化を図るため、「集落内開発制度」(都市計画法第34条第11号区域)を導入。

▼集落内開発制度指定区域で建てられる建築物

戸建て住宅	共同住宅
人的要件を廃し、誰でも建築が可能となる。	1戸の床面積50㎡以上
建ぺい率40%以下、容積率80%以下 敷地面積200㎡以上500㎡以下 高さ10m以下 外壁後退距離1m以上 建築基準法上の道路	建ぺい率30%以下、容積率80%以下 敷地面積200㎡以上500㎡以下 外壁後退距離1m以上 敷地の10%以上の緑地 高さ9m以下 建築基準法上の道路
店舗併用住宅	日用品販売店舗
日常生活に必要な店舗(コンビニ、理容店等)が可能	通常規模のコンビニや小規模なスーパーが可能
建ぺい率40%以下、容積率80%以下 敷地面積200㎡以上500㎡以下 高さ10m以下 外壁後退距離1m以上 住宅部分の延床面積は150㎡以下 建築基準法上の道路(敷地外周の1/6以上接すること)	建ぺい率30%以下、容積率80%以下、延床面積500㎡以下 敷地の10%以上の緑地 高さ9m以下 外壁後退距離1m以上
店舗部分の床面積は150㎡以下かつ1階の2分の1以上 敷地の10%以上の緑地	幅員9m以上で、歩道を有する道路(敷地外周の1/6以上接すること)

▼集落内開発制度指定区域分布図



1.2)分野別の基本的な方針

(2)都市交通体系の整備方針

■基本方針

九州中央の広域交流拠点都市として、駅・空港・港湾等の整備促進及び幹線道路・広域交通網等の整備を図るとともに、安心して移動できる交通体系や、災害に強い交通ネットワークを確立します。

■施策の体系

(1)広域交通体系の整備方針

駅や空港などの整備促進・アクセス強化とともに、広域道路交通網の整備を促進し利便性の向上を図ります。

(2)公共交通機関の利用促進のための交通網の整備方針

公共交通路線網の再編や公共交通の利用増に努めます。

(3)骨格道路体系の整備方針

市街地における交通混雑解消や都市環境の改善等に効果の高い放射環状道路、各所へのアクセス向上のための幹線道路の整備を推進します。

(4)中心市街地や地域拠点における交通の整備方針

中心市街地では、歩行者中心の回遊性の高い快適な空間形成を図ります。

(5)歩行者、自転車や公共交通利用者等のための施設の整備方針

歩行者や自転車が利用しやすい道路環境を創出するとともに、自転車利用の多い場所においては駐輪場の整備を推進します。

(6)自然環境や都市景観、防災・減災などに配慮した道路整備の方針

自然環境や都市景観に配慮した道路空間を創造するとともに、橋梁の耐震化など防災・減災に資する道路整備を推進します。

1.2)分野別の基本的な方針

(2)都市交通体系の整備方針(これまでの主な取組)

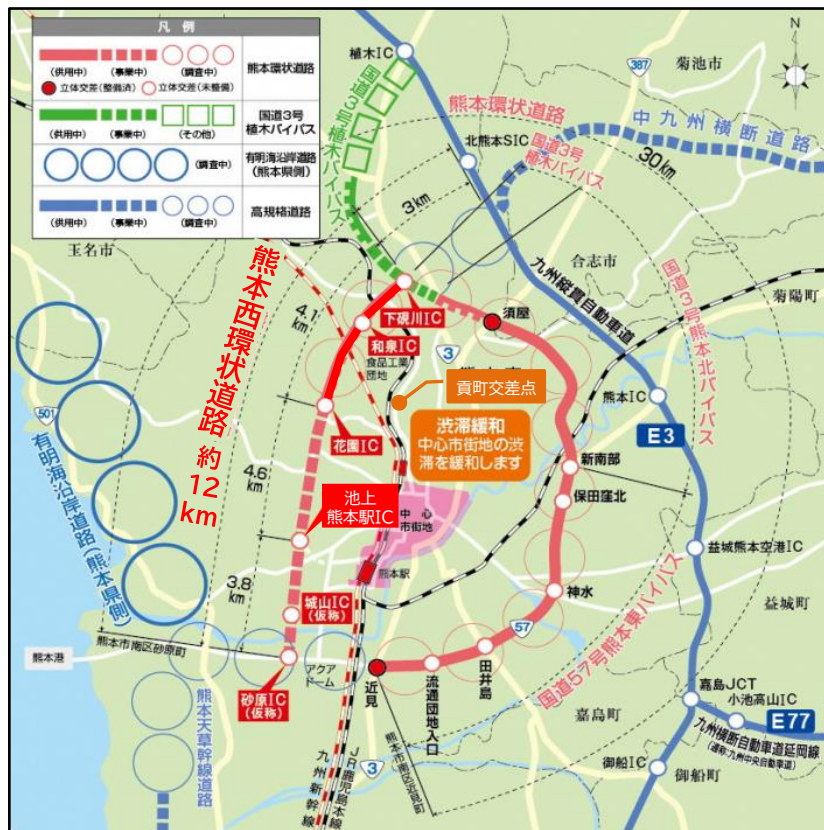
●JR新水前寺駅の交通結節強化(H23.7月)

- ・JR新水前寺駅と市電の新水前寺駅電停を結節する横断歩道橋を整備し交通結節機能を強化。
- ・JR豊肥本線高架下に駐輪場を整備し乗継ぎの利便性を向上。

●熊本西環状道路(花園工区)(H29.3月開通)

- ・「花園IC」から「下硯川IC」までの約4km(暫定2車線)開通。
- ・R7年度中に「池上熊本駅IC」から「花園IC」まで開通予定。

▼熊本環状道路の概要図

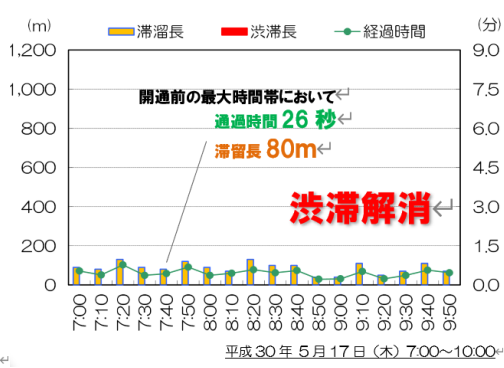
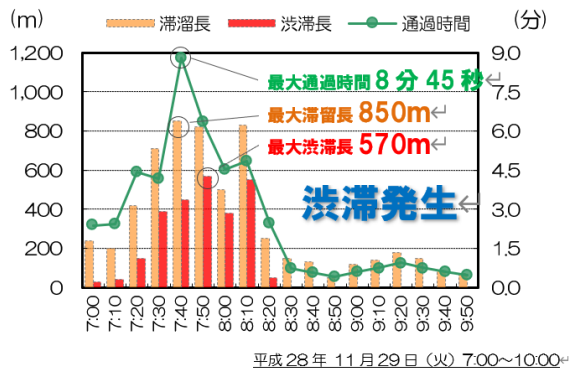


▼整備効果((主)熊本田原坂線)

《貢町交差点》

【開通前】

【開通後】



出典：熊本市資料

●桜町バスターミナル(R1.9月開業)

- ・H26.4月に、第一種市街地再開発事業などの都市計画決定を行い、老朽化したバスターミナルの再整備を実施。

出典：熊本市資料

1.2)分野別の基本的な方針

(2)都市交通体系の整備方針(これまでの主な取組)

●JR鹿児島本線等連続立体交差事業(H30.3月完了)

- ・熊本駅周辺地域において、道路と鉄道を立体交差化し、周辺地域の交通の円滑化や東西の一体化、さらに駅周辺地域の都市機能を強化。

▼連続立体交差事業(段山本町付近)



●熊本駅白川口駅前広場(R3.3月完成)

- ・「交通結節機能の強化」や「機能的で開放的な空間の創出」を図るため駅前広場を整備。

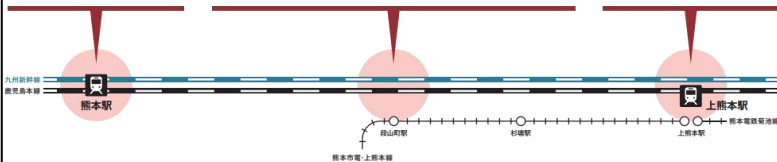
【交通結節機能の強化】

- ・乗降場を集約し、JRや市電、バスなどの公共交通の乗換利便性を向上。
- ・雨よけなどの上屋を各乗降場や歩行者動線上に整備し、雨天時の移動しやすさを確保。

▼事業の効果

空間の有効利用で暮らしに 便利な機能を追加

鉄道の高架化により、オフィスや公園、商業施設等を整備しました。
空間を有効活用することで、暮らしが便利になり、賑わい効果の更なる発現が期待されます。



▼熊本駅白川口駅前広場



出典：熊本市資料

出典：熊本県資料

1.2)分野別の基本的な方針

(2)都市交通体系の整備方針(これまでの主な取組)

●都市計画道路の整備

- ・都市計画道路 計画路線108路線のうち
完成65路線、着工済み41路線
未着工2路線

※国道3号北バイパス(国道3号～須屋高架橋交差点)
同植木バイパス(熊本西環状道路～国道3号)
上熊本駅周辺の都市計画道路 など

▼上熊本駅周辺の都市計画道路



▼都市計画道路 花園上熊本線の整備後

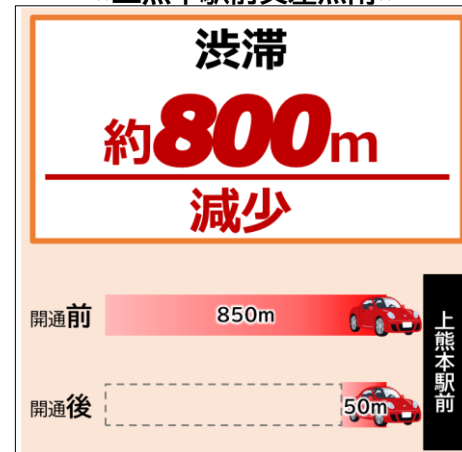


▼整備効果((主)熊本田原坂線 ※朝ピーク時)

《県営上熊本団地前交差点》



《上熊本駅前交差点南》



1.2)分野別の基本的な方針

(3)市街地整備の方針

■基本方針

多核連携型の都市を目指して中心市街地の形成や地域拠点の活性化を図るとともに、居住ゾーンなど各地域の特性に応じた市街地の整備を進めます。

■施策の体系

(1)商業・業務地における市街地整備の方針

中心部や熊本駅周辺については、市街地再開発事業等により高次都市機能の維持・集積を目指すとともに、回遊性向上のための道路整備を推進します。熊本城周辺については、城下町としての歴史的資源を活かした街並み整備を行います。

①中心市街地、②地域拠点、沿道商業・業務ゾーン

(2)居住地における市街地整備の方針

少子高齢化等に対応した都市型住宅の供給促進、地区計画及び建築協定等の活用による住環境の改善を図ります。郊外部においては、適正な土地区画整理・宅地開発の指導を行い、良好な市街地形成を図ります。

①中心部、②周辺部、③郊外部

(3)工業・流通業務地における市街地整備の方針

住宅地に隣接した工業・流通地域については、必要に応じて、環境保全協定の締結等を行い、騒音規制法、水質汚濁防止法等に基づいた施設の設置を促します。

1.2)分野別の基本的な方針

(3)市街地整備の方針(これまでの主な取組)

●桜町地区第一種市街地再開発事業(R1.9月)

- ・H26(2014)4月に都市計画決定を行い、老朽化したバスターミナルの再整備や商業、ホテル、住宅、公益施設(熊本城ホール)等の都市機能を導入。

●まちなか再生プロジェクト(R2.4月開始)

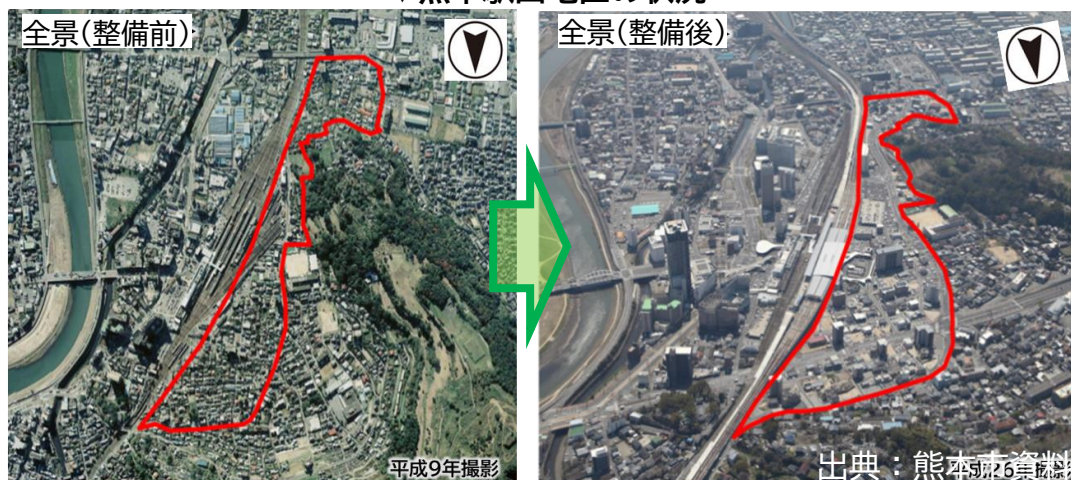
- ・建物の建替えを促進し、災害時のまちなかの防災力向上並びにまちなかの魅力度向上を図る「まちなか再生プロジェクト」を開始。

※対象：中心市街地内で店舗(ホテル含む)・事務所を含む
3階建て以上の建築物

※これまでの実績：まちなか再生プロジェクト活用10件、
その他17件：合計27件

●土地区画整理事業の実施(熊本駅西地区、植木地区ほか)

▼熊本駅西地区の状況



▼桜町地区第一種市街地再開発事業の状況



▼まちなか再生プロジェクト対象エリア



1.2)分野別の基本的な方針

(3)市街地整備の方針(これまでの主な取組)

●熊本駅白川口駅前広場(R3.3月完成)(再掲)

- ・「交通結節機能の強化」や「機能的で開放的な空間の創出」を図るため駅前広場を整備。

【機能的で開放的な空間の創出】

- ・イベント開催スペースの確保による賑わい創出。
- ・熊本の陸の玄関口として、観光客や市民が集い・憩うことのできる空間を創出。
- ・災害時の一時避難場所、復旧・支援活動の拠点となる空間を創出。

●花畑広場(R3.11月オープン)

- ・歩いて楽しめる歩行者中心のまちづくりの拠点として、まちなかの回遊性及び魅力の向上や市民の日常的な憩いの場、中心市街地のにぎわい創出を目的に、花畑広場を整備。

▼花畑広場(シンボルプロムナード)



出典:熊本市資料

▼熊本駅白川口駅前広場(夜景)



出典:熊本市資料

▼花畑広場(全景)



出典:熊本市資料

1.2)分野別の基本的な方針

(4)住宅整備の方針

■基本方針

住宅は人々の生活の基盤であることから、住宅の居住水準や住環境の質の向上を図るため、多様化・高度化する市民のニーズに対応した住宅整備を推進し、市民が住み続けたい、だれもが住んでみたくなる都市づくりを進めます。

■施策の体系

(1)安全で安心できる住まいづくり

安全や安心に関する市民意識の向上に対応し、市民等への相談や情報提供の体制を充実させることで、安心して住み続けられる住宅・住環境の形成に努めます。

(2)少子高齢社会に対応した住まいづくり

少子高齢社会に対応した住宅・住環境を形成するため、様々な情報提供に努め、高齢者や障がい者のほか、子育て世代にも配慮したバリアフリー住宅の普及促進や、福祉施策等と連携した居住支援を行います。

(3)地域性を活かした住まいづくり

誇りと愛着のもてる自然や街並み、景観など地域特性を活かし、環境にも配慮した住まい・まちづくりを推進します。

また、中心市街地や地域拠点など、生活環境が整い都市機能が維持・確保された地域へ居住を誘導することで人口密度を維持します。

1.2)分野別の基本的な方針

(4)住宅整備の方針(これまでの主な取組)

●熊本市市営住宅長寿命化計画(H24.3月策定 R6.7月改定)

●市営団地集約建替事業(R4.11月着手)

- ・市営住宅の管理戸数の適正化及び居住誘導区域内への集約化に向け「熊本市営高平団地・大窪団地集約建替事業」に着手。

●熊本市住生活基本計画(H27.3月策定 R2.3月改定)

- ・様々な課題に対応した「熊本市住生活基本計画」を策定。

※計画期間:H27年度～R5年度

【重点的な施策】

- ・居住支援に係る施策(市営住宅のバリアフリー化など)

28.6%(H25) → 31.8%(R5)

- ・既存住宅に係る施策(住宅の耐震化率など)

87.6%(H27) → 95%(R5) ※推定

出典: 住宅・土地統計調査の結果をもとに算出

●熊本市空家等対策計画(第2次計画)(R6.3月策定)

- ・空家等の適正な維持管理や利活用等、総合的な空家等対策を推進するため「熊本市空家等対策計画」を策定。

※計画期間: R6年度～R13年度

【具体的取組】

- ・居住誘導区域における移住や定住等に対する空き家活用の支援
- ・所有者不明の場合の対応のルール化
- ・空家等の分布状況調査 など

【H30年度】
3,698件

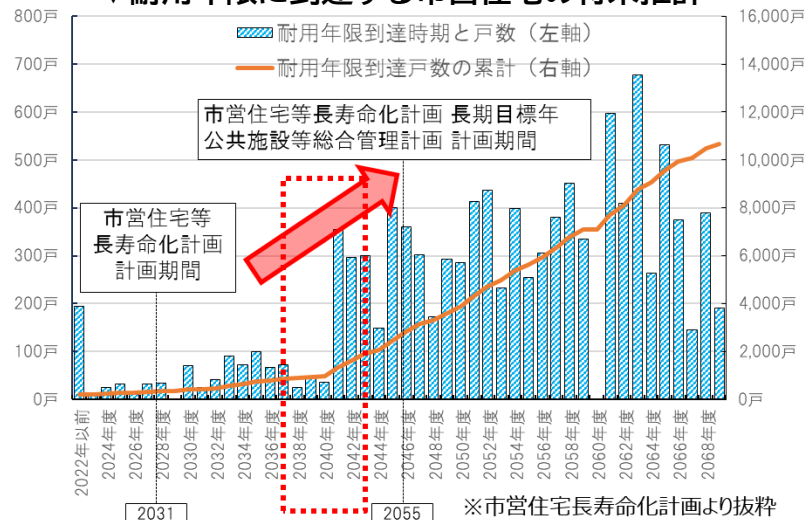


【R4年度】
2,038件

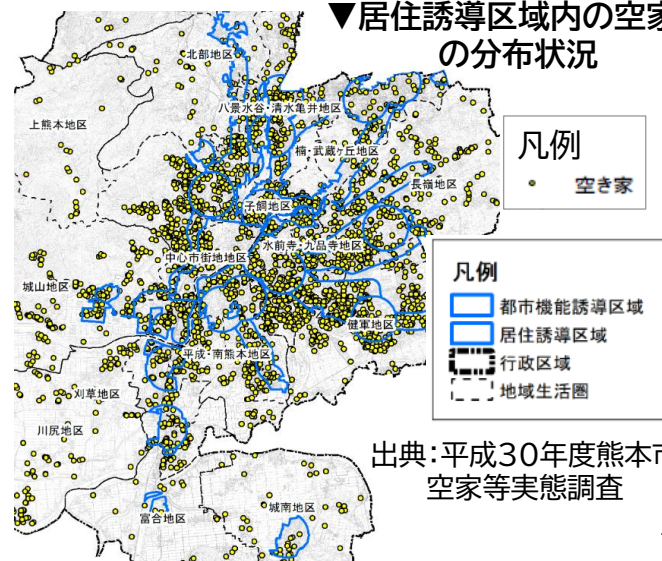
※1,660件 解体済(建替え含む)

出典:平成30年度熊本市空家等実態調査で確認した空家等の追跡調査(R4年度)

▼耐用年限に到達する市営住宅の将来推計



▼居住誘導区域内の空家等の分布状況



出典:平成30年度熊本市空家等実態調査

1.2)分野別の基本的な方針

(5)自然環境保全及び公園緑地等公共空地整備の方針

■基本方針

清らかな地下水や「森の都」と呼ばれるほど豊かな緑などに恵まれる本市の貴重な財産を後世に引き継ぐため、地下水の保全や「森の都」づくりを進めます。

■施策の体系

(1)自然環境保全の方針

河川・山林、市街地の街路樹を緑の拠点・骨格軸とし、都市内緑地の確保に努めるとともに、都市景観の重要な要素として、整備及び保全に努めます。

(2)地下水保全の方針

水田や山林等の地下水かん養域、湧水などの水辺環境を保全します。

(3)環境保全機能活用の方針

市街地の緑化等による環境保全機能の活用に努めます。

(4)レクリエーション拠点配置の方針

自然公園法及び森林法による規制を受けている地域の維持保全に努めます。

(5)地域制緑地の指定方針

優れた緑地の保全と緑豊かな風致の維持・形成を図るとともに、特別緑地保全地区の指定を検討します。

(6)防災のための公共空地の整備方針

公園緑地等の適正な配置・整備による防災機能の強化を図ります。

(7)公園緑地等の公共空地の整備方針

市民の公園に対するニーズが多様化する中、時代に対応した公園づくりに取り組むとともに、公園不足地域の解消に努めます。

1.2)分野別の基本的な方針

(5)自然環境保全及び公園緑地等公共空地整備の方針(これまでの主な取組)

●熊本市緑の基本計画(H17.3月策定 R3.3月改定)

- ・市民、事業者、行政との適正な役割分担の下、施策をより総合的かつ計画的に推進し、後世に向けた「森の都」の名にふさわしい緑豊かな都市環境を創造するために「熊本市緑の基本計画」(R3年度～R12年度)を策定。

【重点的な取組事項】

- ・市内に4つのゾーンを設け、特色を活かした取組の推進
- ・地域の「拠点」や「骨格となる水と緑のネットワーク」を設定し、拠点を結ぶネットワークを形成
- ・中心市街地と15の地域拠点、公共交通軸の「緑化重点地区」を中心に緑化を推進

▼熊本市緑の基本計画



●第38回全国都市緑化くまもとフェア(R4.3～5月開催)

- ・国民ひとり一人が緑の大切さを認識するとともに、緑を守り、愉しめる知識を深め、緑がもたらす快適で豊かな暮らしがある街づくりを進めるため「第38回全国都市緑化くまもとフェア」を花と緑の祭典として開催。

●水源かん養林整備事業

- ・白川・緑川等の上流域である大津町や西原村などの5町2村において森林整備を実施。
- ・合計整備面積は約884haであり、今年度から10年間で新たに面積を拡大(西原村35ha)して森林整備を実施予定。

●都市公園の整備

- ・都市計画決定している242公園のうち整備完了は231公園。
 - ・公園不足地域の解消に向け、都市公園の整備等実施。
- 人口一人当たり都市公園面積
8.93 m²/人(H21) → 9.86 m²/人(R6)

▼全国都市緑化くまもとフェア開催状況

出典：熊本市資料



1.2)分野別の基本的な方針

(6)その他の都市施設の整備方針

■基本方針

安全で暮らしやすい生活環境を創るため、環境に十分配慮しつつ、下水道などの都市施設を、計画的かつ効率的に整備します。また、市民の意見を取り入れながら、再生可能エネルギーの利用促進を図ります。

■施策の体系

(1)下水道整備方針

下水道の全体計画区域の整備完了をめざします。また、浸水対策地区における幹線排水路の整備を進めるとともに、下水道施設の耐震化を推進します。さらに、下水処理水等の有効活用を進めます。

(2)河川の整備方針

洪水による被害を防止するため、自然環境にも配慮しながら河川整備を進めます。また、都市型水害など、局地的な浸水被害の軽減を図ります。

(3)その他の施設の整備方針

健康で文化的な生活を実現するために欠くことのできないゴミ処理施設、教育文化施設や物流施設等の都市施設については、市街地の人口動態等に対応して、それぞれの施設の整備、配置誘導に努めるとともに、防災・減災機能の強化並びに再生可能エネルギーの導入促進とエネルギーの効率的な利用を図ります。

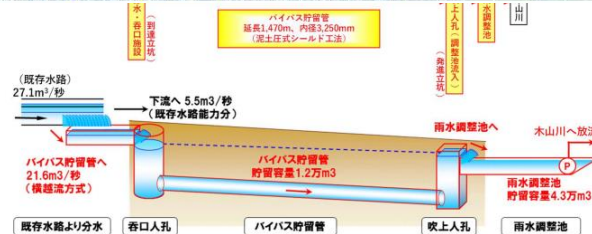
1.2)分野別の基本的な方針

(6)その他の都市施設の整備方針(これまでの主な取組)

●重点的に整備を図る必要がある下水道(雨水)

- ・市街化区域の内水対策として、雨水排水区145地区のうち、浸水被害が特に大きい重点6地区のハード整備を実施。
- ・重点6地区のうち、3地区の施設を供用開始。
- ・R6(2024)3月に「熊本市下水道浸水対策計画2023」を策定し、新たに3地区を重点地区に選定。

▼浸水対策の概要図(加勢川第6排水区)



出典：熊本市資料

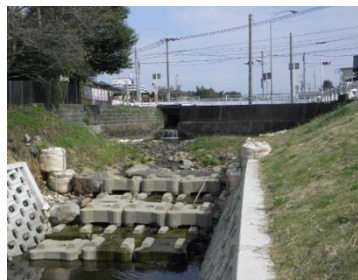
●重点的に整備を図る必要がある河川

- ・「河川整備計画」を定めて計画的に河川を整備。
(健軍川、藻器堀川、保田窪放水路、鶯川(県策定))

▼健軍川の整備状況



▼藻器堀川の整備状況



▼鶯川の整備状況



●下水道(汚水)

- ・下水道普及率は91.0%。
(R5年度末時点)

▼整備状況



出典：熊本市資料

出典：熊本市資料

1.2)分野別の基本的な方針

(7)都市景観形成の方針

■基本方針

「水と緑と歴史が育む 賑わいと活力が湧く くまもとの景観づくり」を基本理念に、熊本の美しい景観形成を推進します。

■施策の体系

(1)熊本らしさを醸成する重要な地域を重点地域に指定し、市民や来訪者から親しまれる熊本らしい個性的な景観づくりを推進します。

(2)重要な地域では眺望景観等を保全・創出するために、建築物や屋外広告物等を規制・誘導します。その他の地域についても、熊本らしさを際立たせていくための景観形成を推進します。

(3)公共空間を整備する際は、質の高い景観形成に配慮し、熊本の都市景観を誘導します。

(4)地域特性に応じた地区レベルの景観形成を進めていくために、市民・事業者・行政が共同して景観形成に取り組む仕組みを作ります。

1.2)分野別の基本的な方針

(7)都市景観形成の方針(これまでの主な取組)

●熊本市景観計画(H21.10月策定 R6.1月改定)

- ・熊本らしい景観の形成を推進するため地域固有の特性を生かした良好な景観形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定。

【基本方針】

- ・重要な地域の景観形成を推進
(重点地域を指定し、地域特性に合わせた景観形成や夜間景観づくり)
- ・郷土の自然や歴史を踏まえ建築物等の誘導
(熊本市歴史的風致維持向上計画の重点区域である、城下町地区や川尻地区では、「町並みづくりガイドライン」を策定し建築物等の形態意匠や色彩等の誘導)

●熊本市光のマスタープラン(R3.3月策定)

- ・夜間の景観形成に特化した計画として、官民間わず、一人ひとりが意識をもって熊本ならではの魅力ある夜間景観をつくるために策定。
- ・市民協働で魅力ある夜間景観の形成に取り組む実証実験「夜間景観実証実験(ライトスケープ・キャラバン)」を始動。

●熊本市歴史的風致維持向上計画(R2.6月策定)

- ・豊かな歴史的文化遺産の魅力や価値を後世に継承するため、熊本市歴史的風致維持向上計画(くまもと歴史まちづくり計画)を策定。
- ・8つの良好な市街地を維持向上すべき「8つの歴史的風致」として指定。

【取組内容】

- ・歴史的建造物が集積している城下町地区と川尻地区を重点区域に指定しており、歴史的風致の維持向上に資する町屋等の利活用促進事業など各種施策を展開している。

▼城下町地区での桜と橋のライトアップ状況

出典：熊本市資料



▼新町・古町地区



出典：熊本市資料

▼熊本藩川尻米蔵の東蔵



出典：熊本市資料

1.2)分野別の基本的な方針

(8)都市防災の方針

■基本方針

熊本地震等の各種災害を教訓とし、災害に強い都市の構築を進めるため、震災復興計画・地域防災計画に基づき、復旧・復興を推進するとともに、市民・地域・行政の災害への対応力を強化し、防災・減災のまちづくりの実現に取り組みます。

■施策の体系

(1)災害に強い都市基盤の形成

道路等の都市施設及び建築物や宅地等の都市基盤に関して、防災・減災対策を講じます。また、各種ハザードマップの見直し・改善等を行い、市民へ周知図り、災害に強いまちづくりを推進します。

(2)災害時でも機能する拠点の整備

中心市街地や地域拠点においては、施設等の耐震性の向上を図るとともに、官民連携しエリア全体で防災・減災機能の強化に取り組みます。また、災害時に備え、災害対応に必要な拠点を整備します。

(3)市民・地域・行政の災害対応力の強化

多くの市民が主体となり、地域の中でつながり、互いに助け合う「自助・共助」の必要性、重要性を踏まえて、市民・地域・行政の災害対応力の強化を図ります。

1.2)分野別の基本的な方針

(8)都市防災の方針(これまでの主な取組)

●桜町地区再開発施設・花畑広場

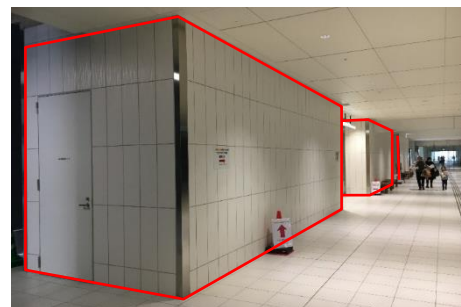
- ・交通結節拠点・交流拠点において、避難場所としての活用を踏まえたオープンスペースの整備や、防災・減災の拠点、エリア内の資源（強み）を活かした防災連携を実施。

●立地適正化計画に防災指針を追加(R3.3月)

- ・居住誘導区域を中心に、各地区における災害リスク分析による課題の抽出、及び、まちづくりの将来像と取組方針を防災指針として追加。

【防災視点の強化】

- ・防災担当部局等が保有するハザード情報（洪水や地震等）と都市情報を組み合わせて災害リスク分析を実施。
- ・分析等の結果のうち、防災のための取組や行動につながるものを“目安”として明示するとともに、各地区における防災上の課題を整理。
- ・抽出した課題を踏まえ、防災に関するまちづくりの将来像と取組方針を設定。（上：駐車場横 下：熊本城ホール）



▲備蓄倉庫

出典：熊本市資料

●熊本市橋梁耐震補強計画、同無電柱化推進計画、同橋梁長寿命化計画

▼橋梁の耐震補強（八王寺跨線橋）



▼無電柱化（国道266号）



▼橋梁の長寿命化（安巳橋）



出典：熊本市資料

1. 現行の都市マスタープランのふりかえり

- 1) 課題・基本的視点・基本理念・目標
- 2) 分野別の基本的な方針

2. 次期都市マスタープランの 策定に向けた課題の抽出

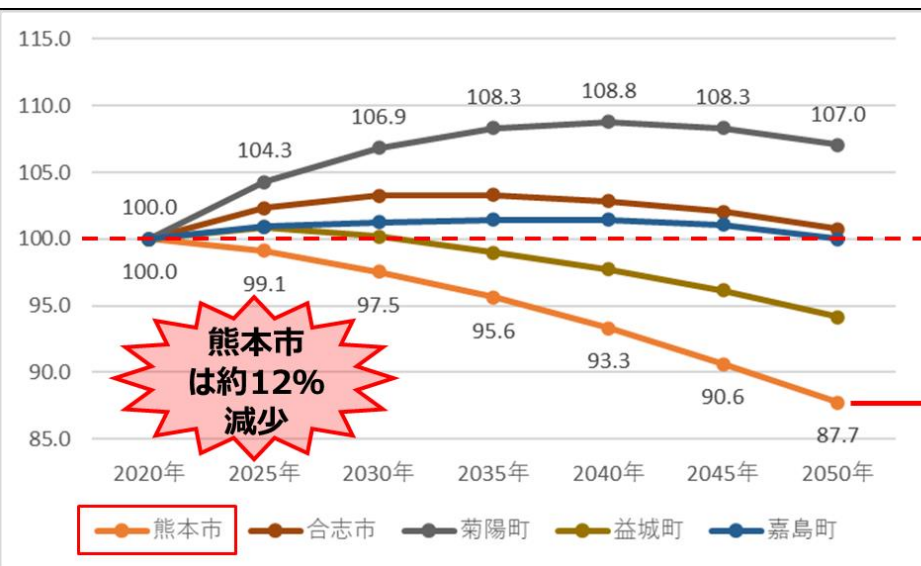
3. 今年度の予定

2.次期都市マスタープランの策定に向けた課題の抽出

(1)人口減少・超高齢社会の進行

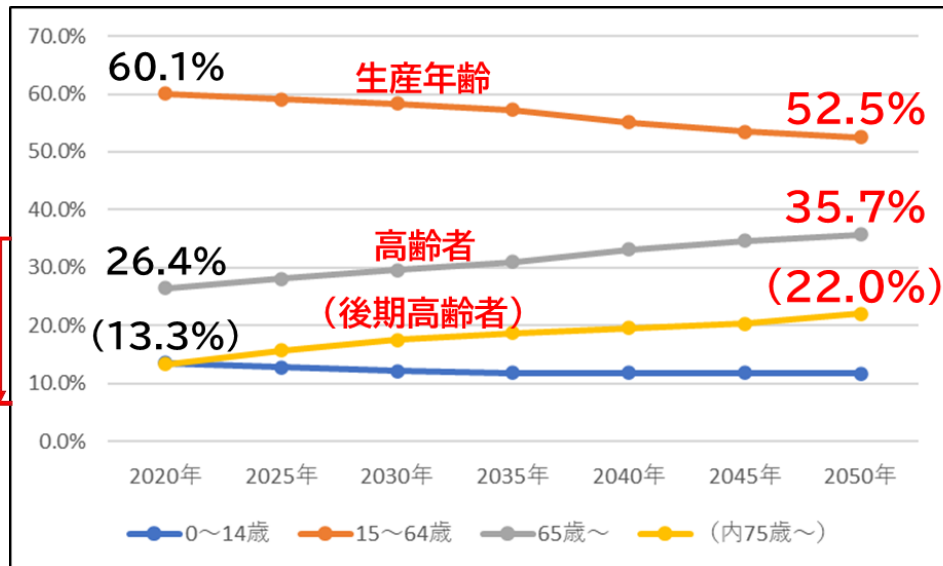
- ・本市人口の将来推計は、令和2年(2020年)と比較して、2050年の人口は約12%減少。
- ・高齢化率が上昇する一方、生産年齢人口が減少し、労働力の不足等による経済規模の縮小が懸念される。
- ・人口密度が低下し、都市機能の衰退や公共交通の縮小等が懸念される。

▼熊本都市計画区域人口の将来推計



※2020年の人口を100とした場合

▼本市の年齢別人口割合の将来推計



※本市人口は、2020年 : 738,865人
2050年予想: 648,196人

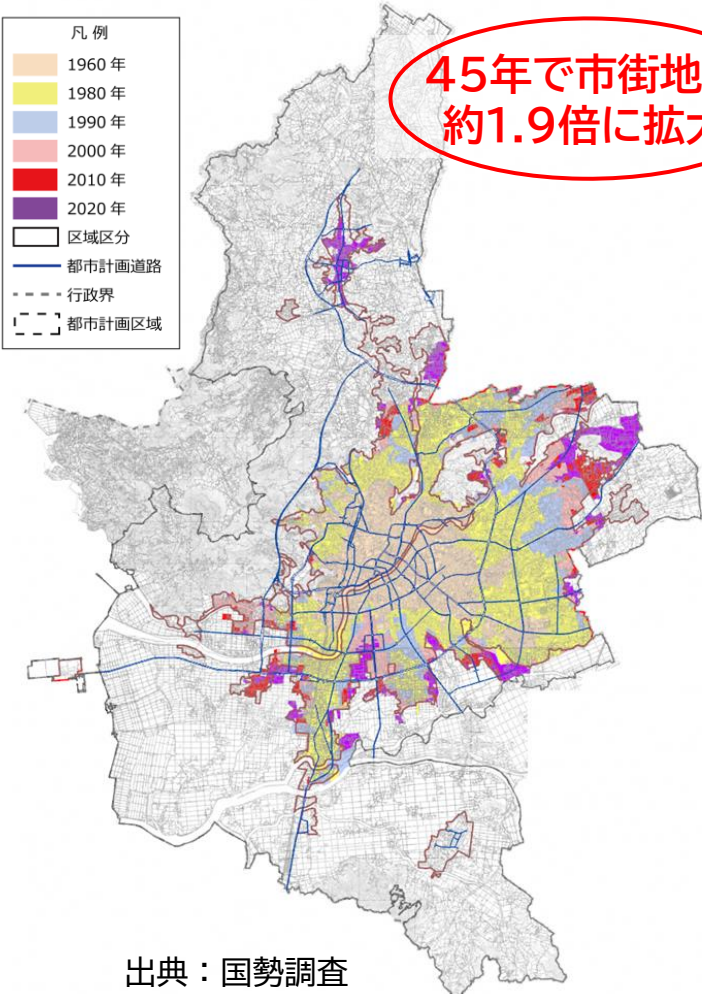
出典: 社会保障・人口問題研究所推計(R5.12公表)

2.次期都市マスタープランの策定に向けた課題の抽出

(2)市街地の拡大・都市のスポンジ化・空き家空き地

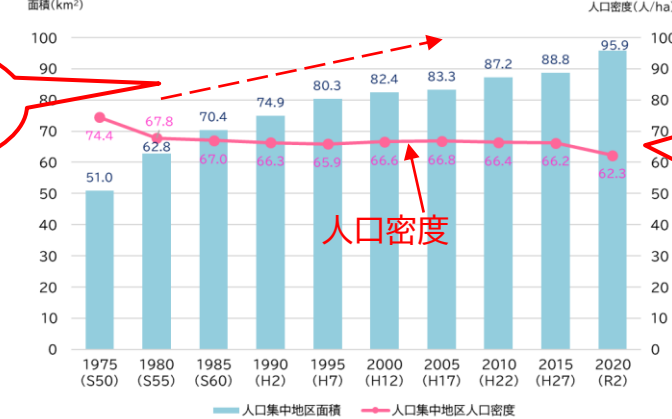
- ・市街地は郊外へ拡大しており、人口密度は減少傾向。
- ・市街地が拡大する一方、今後ますます増加する空き家等への対応が必要。

▼DID地区(人口集中地区)の変遷



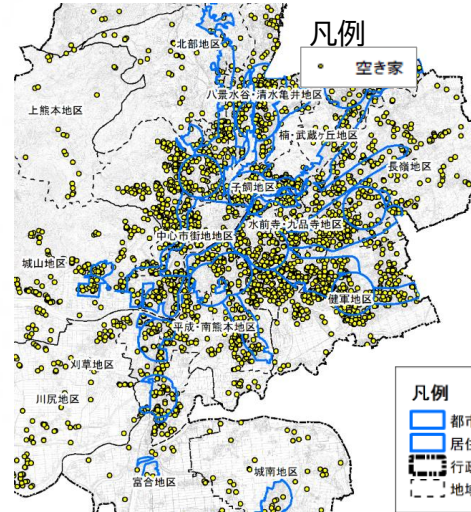
出典：国勢調査

▼DID地区(人口集中地区)の面積と人口密度の推移



出典：国勢調査

▼居住誘導区域内の空き家等の分布状況



▼各区域の面積と市内における空き家等の件数

	市域	市街化区域	
		居住誘導区域	
面積 (ha)	39,032	10,795	5,912
割合	100%	28%	15%
空き家等の件数 (件)	3,698	3,162	1,924
割合	100%	86%	52%

居住誘導区域内に
空き家の半分が存在

出典：空き家等の実態調査 (平成30年度)

2.次期都市マスタープランの策定に向けた課題の抽出

(3)熊本都市圏の道路ネットワークの脆弱性

- ・市中心部から高速道路や空港などまでの所要時間は、他都市圏の最大4倍。
- ・今後、周辺の高規格道路整備により交通流入の増大が見込まれる中、市域内の道路ネットワークの形成が必要。

熊本都市圏



福岡都市圏



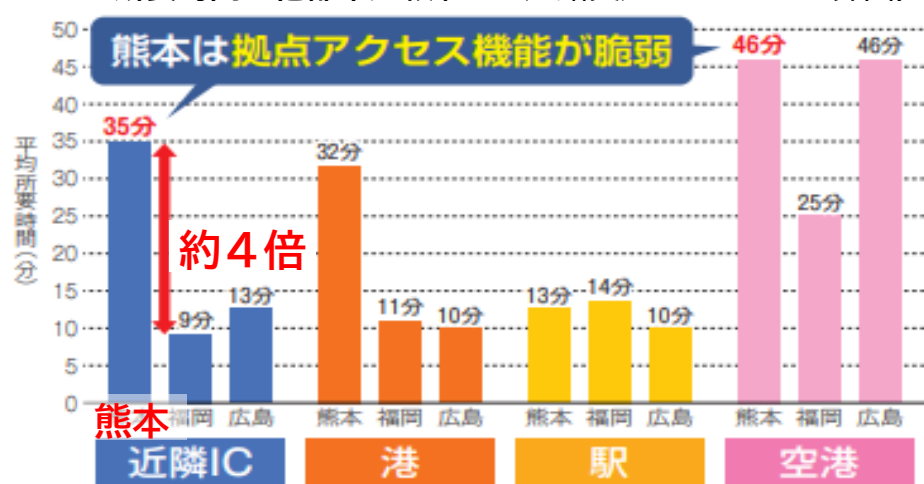
広島都市圏



▼周辺の高規格道路



▼所要時間の他都市比較(H27道路交通センサスより算出)

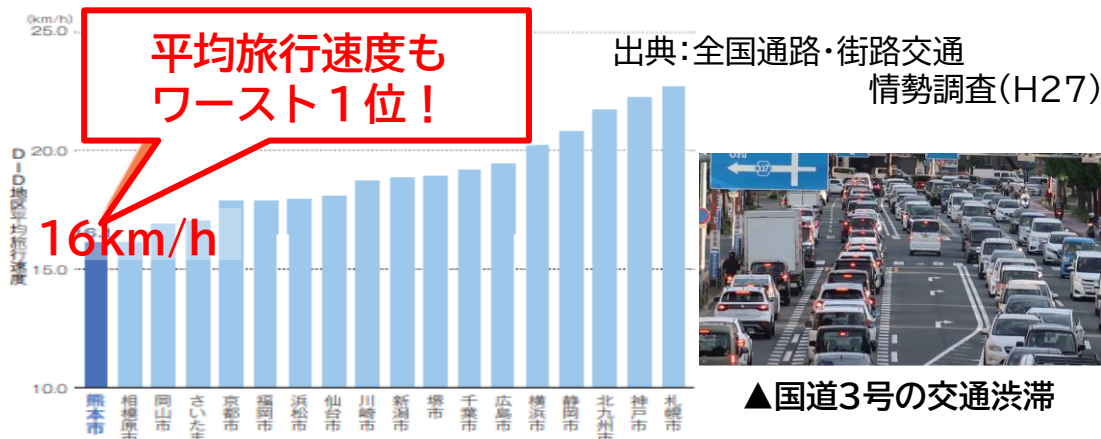


出典：熊本市資料

(4)慢性化する交通渋滞、公共交通利用者の減少

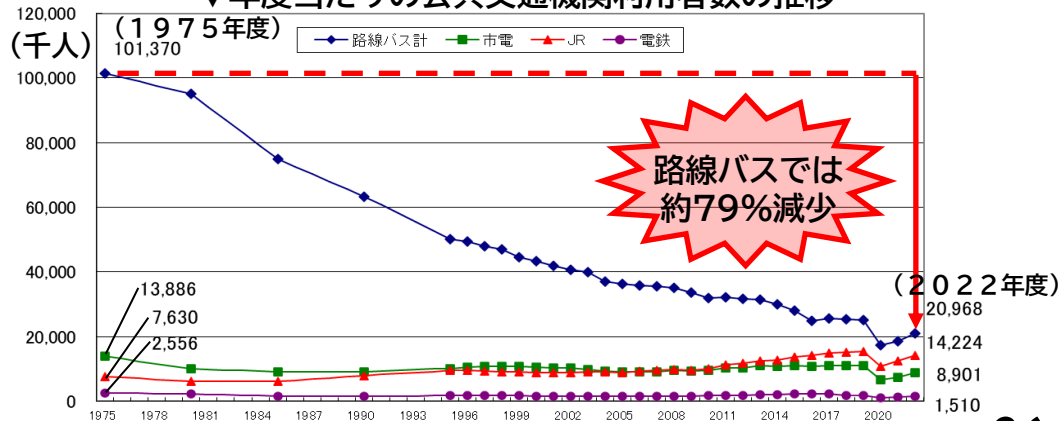
- ※ 3大都市圏にある東京都区部、大阪市、名古屋市を除いた政令指定都市の中でワースト1位

▼全国政令指定都市の平均旅行速度



▲国道3号の交通渋滞

▼年度当たりの公共交通機関利用者数の推移



出典：統計資料及び各交通事業者提供資料より作成

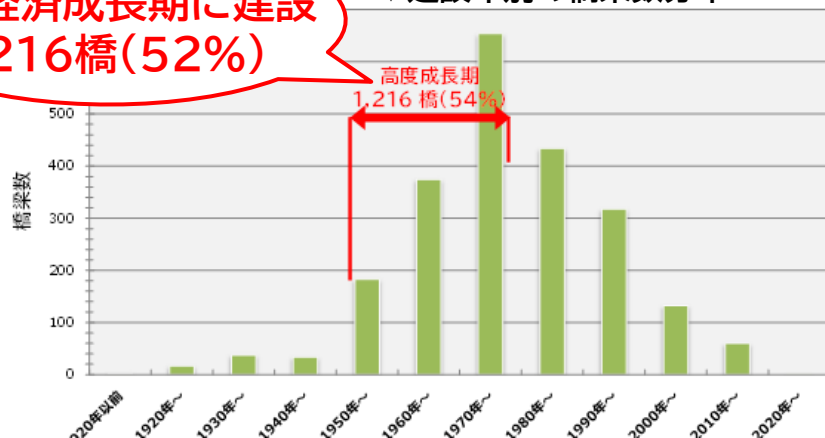
2.次期都市マスタープランの策定に向けた課題の抽出

(5)インフラの老朽化

- ・道路の橋梁をはじめ、高度経済成長期に整備したインフラが多く存在。
- ・建設後50年経つ橋梁は全体の33%。20年後には80%を占める。
- ・人口減少により税収の減少が見込まれる中、適切な維持管理が必要。

高度経済成長期に建設
1,216橋(52%)

▼建設年別の橋梁数分布



▼インフラの損傷例

橋梁



出典：熊本市橋梁長寿命化修繕計画

道路照明灯



出典：付属物点検必携(H29.7)

横断歩道橋



出典：熊本市横断歩道橋長寿命化修繕計画

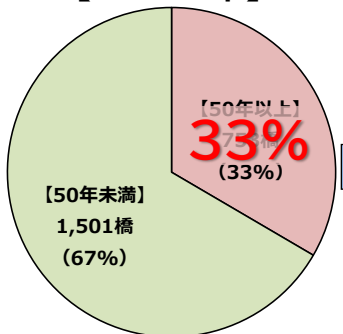
トンネル



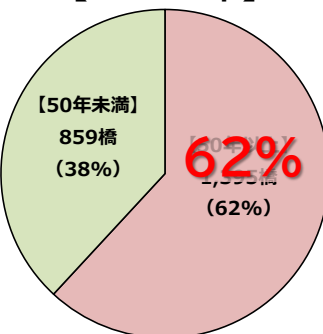
出典：道路トンネル定期点検要領(国土交通省)

▼建設後50年以上の橋梁数と推移

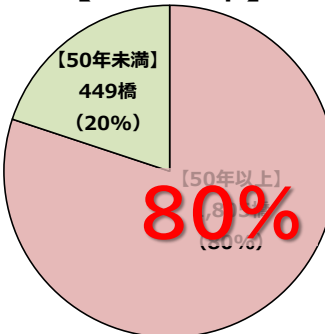
【2022年】



【2032年】



【2042年】



出典：熊本市橋梁長寿命化修繕計画

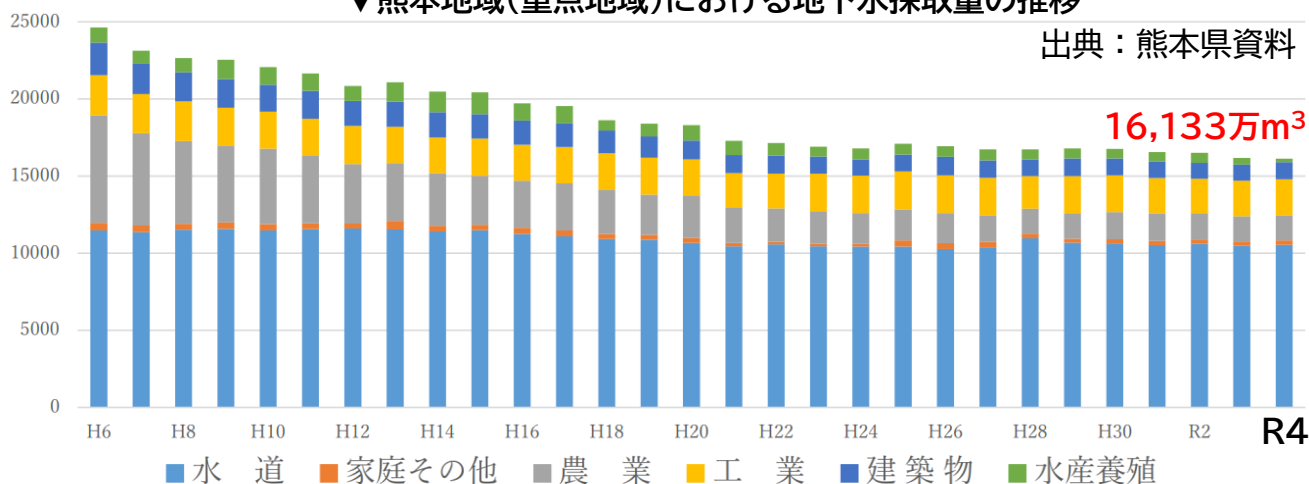
2.次期都市マスタープランの策定に向けた課題の抽出

(6)地下水の保全・自然環境・地球環境

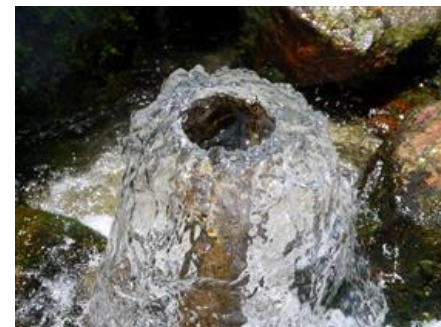
- ・半導体関連産業等の進出が加速する中、地下水保全への取組が必要。
- ・脱炭素社会に向けて2050年二酸化炭素実質排出量ゼロへの取組が必要。
- ・豊かな自然環境を持続可能なものとして未来へ引き継いでいくことが必要。

▼熊本地域(重点地域)における地下水採取量の推移

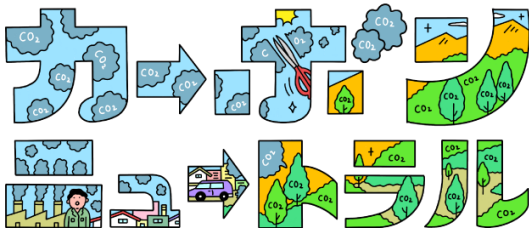
出典：熊本県資料



今後の地下水採取量の増加が懸念



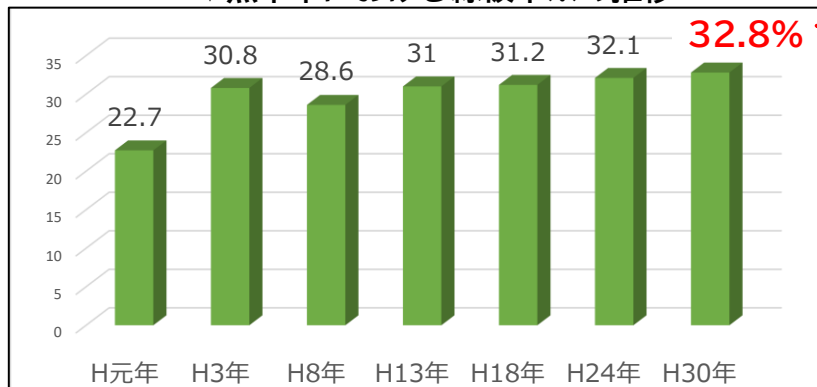
出典：熊本県資料



温室効果ガスの排出が
差し引きゼロになること

出典：環境省資料

▼熊本市における緑被率※の推移



緑被率は微増傾向

出典：熊本市緑の基本計画

※緑被率

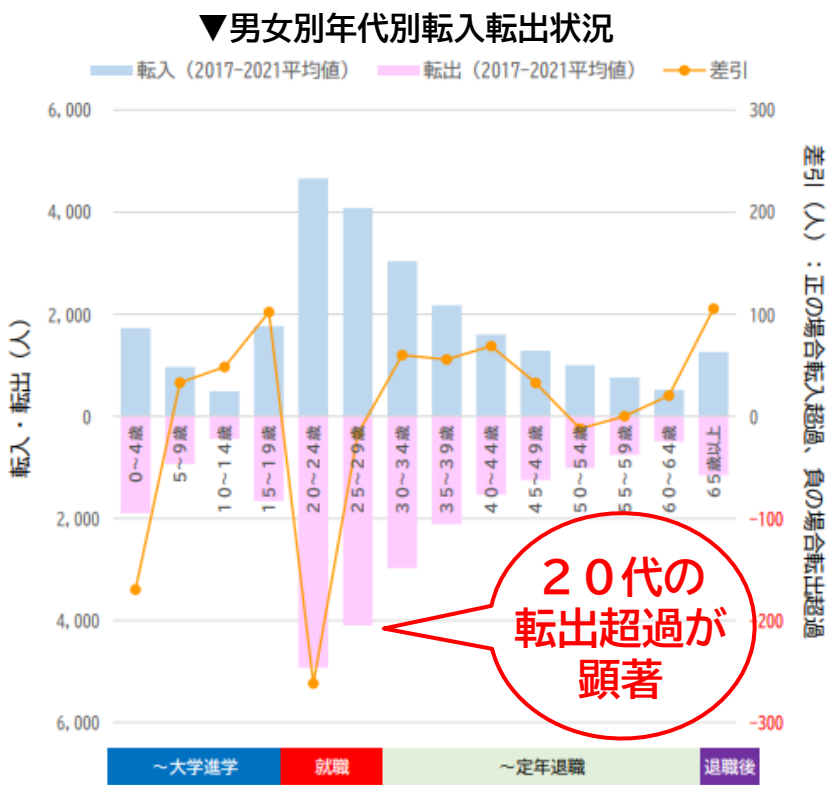
一定の緑に覆われている
土地の割合。

(自然林、人工林、竹林、
果樹園、野草地の割合)

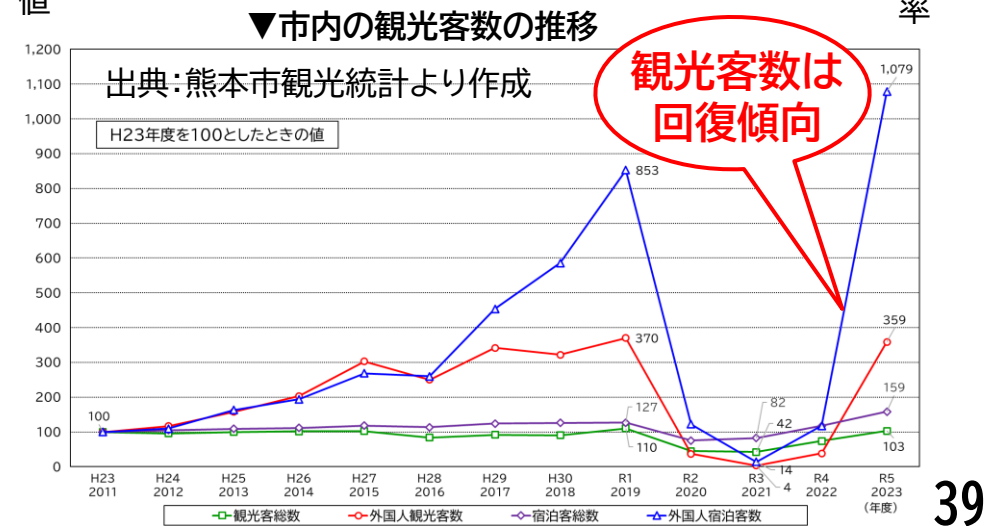
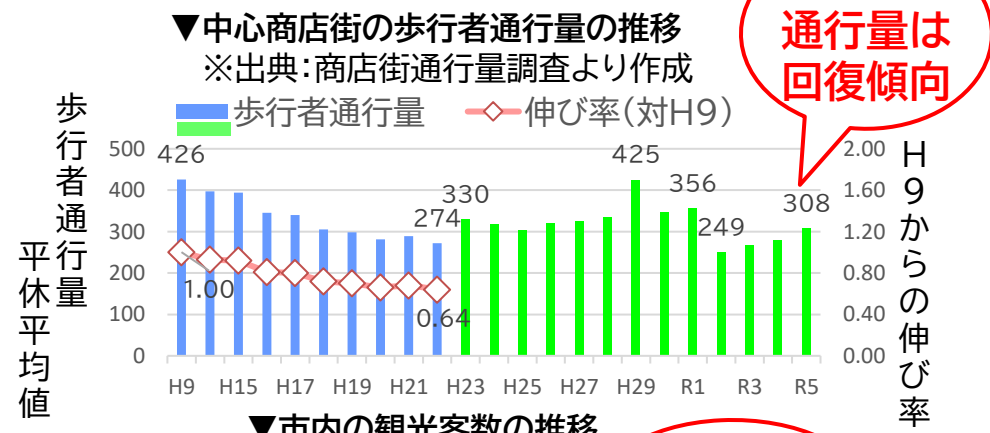
2.次期都市マスタープランの策定に向けた課題の抽出

(7)地域経済の活性化

- ・生産年齢人口が減少傾向。地域経済の活性化と雇用機会の創出が必要。
- ・中心市街地のにぎわい創出と回遊性向上を図るため、都市機能の更新や居心地の良い空間形成等が必要。
- ・国内外からの観光需要を取り込んだ地方創生、地域活性化が必要。



出典:熊本市しごと・ひと・まち創生総合戦略検証委員会
参考資料

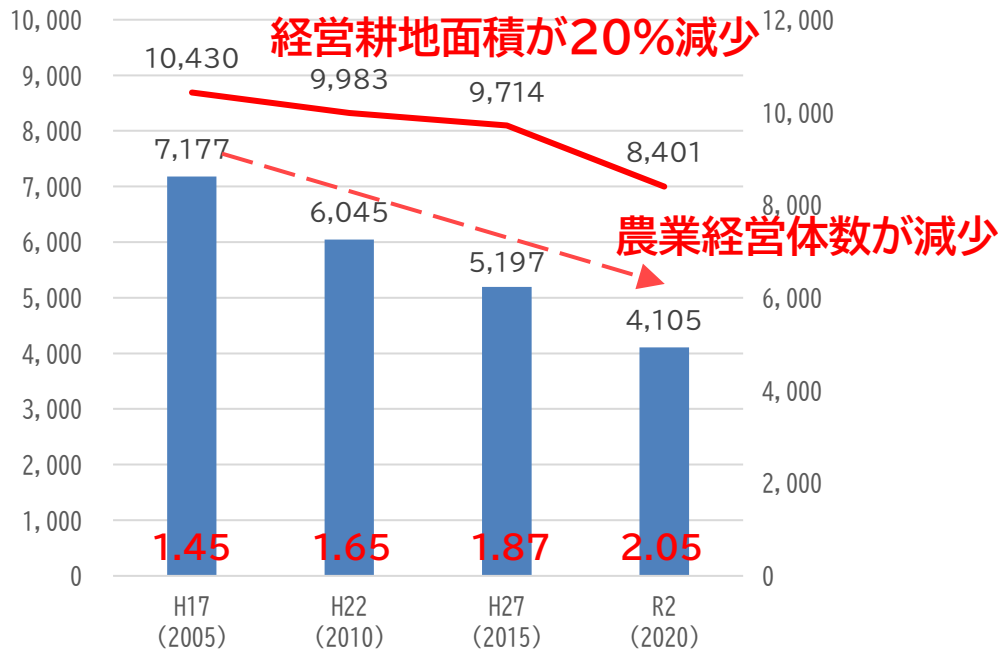


2.次期都市マスタープランの策定に向けた課題の抽出

(8)農水産業の振興

- ・本市の経営耕地面積は15年で約20%減少。
- ・良質な農水産物の安定的かつ持続的な提供には、農地等の生産基盤の保全とともに、担い手確保と農地の集積・集約化等の経営基盤の確立が必要。

▼農業経営体数・経営耕地面積の推移



■ 農業経営体数 (経営体) 経営耕地面積 (ha)
(赤数字) : 1農業経営体当りの経営耕地面積

出典: 農林業センサス(農林水産省)

45歳未満の割合が低い

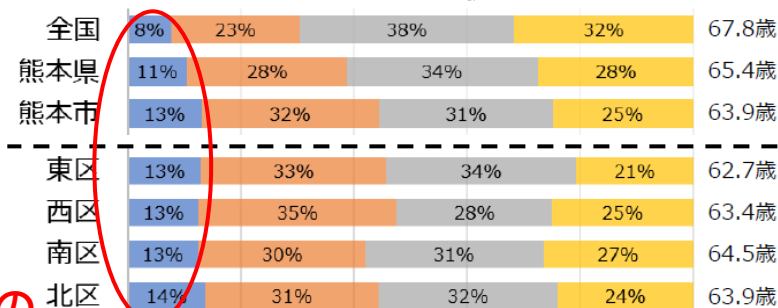
▼令和4年(2022年)の市町村別農業産出額

順位	都道府県市町村	産出額 (億円)	令和3年比 (億円)
1	宮崎県 都城市	911.3	+9.8
2	愛知県 田原市	900.4	+51.5
3	茨城県 鉾田市	655.7	+14.3
4	北海道 別海町	625.3	-41.1
5	新潟県 新潟市	534.8	+25.0
6	静岡県 浜松市	522.0	+15.1
7	青森県 弘前市	504.5	-19.1
8	千葉県 旭市	501.1	+53.0
9	鹿児島県 鹿屋市	460.1	+1.8
10	鹿児島県 曾於市	457.5	+15.5
11	熊本県 熊本市	456.9	-3.8
12	栃木県 那須塩原市	455.5	-0.2

資料: 農林水産省「令和4年市町村農業産出額(推計)」より作成

※本統計は、都道府県別農業産出額を農林業センサス等を用いて按分し推計しているため、市町村毎の単価や単収の差は反映されていない

▼年齢階層別の基幹的農業従事者割合 (平均年齢)



■ 45歳未満 ■ 45-64歳 ■ 65-74歳 ■ 75歳以上
出典: 2020年農林業センサス(農林水産省)

2.次期都市マスタープランの策定に向けた課題の抽出

(9)市民参画・市民協働、地域コミュニティ維持

- ・人口減少、高齢化の中、市民参画・市民協働によるまちづくりが重要。
- ・既存集落、地域コミュニティの維持を目的とした更なる施策の推進が必要。

▼ 橋磨きボランティア「さしよりすったい」の状況

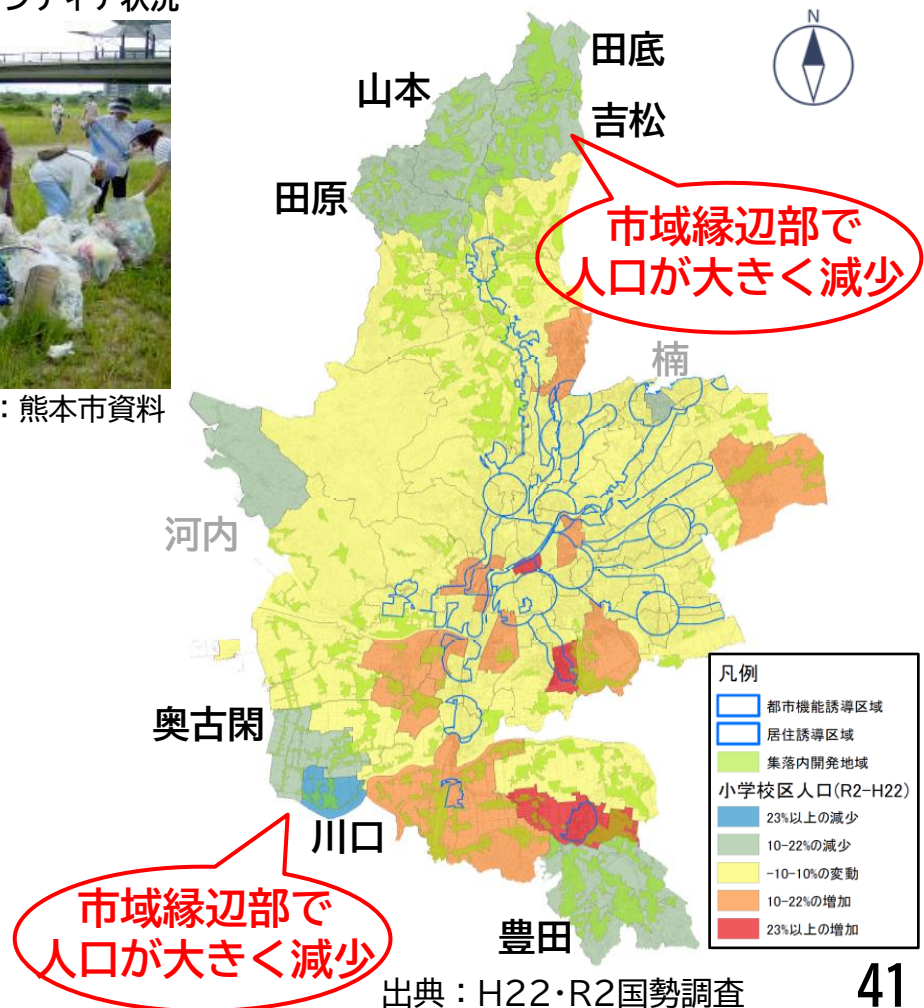


▼熊本市ふれあい美化ボランティア状況



出典：熊本市資料

▼校区毎の人口増減



▼人口増加率20%超えの校区

小学校区名	R2-H22 (過去10年)	R2 人口
隈庄小学校区	34.0%	9,642
田迎南小学校区	28.0%	8,722
本荘小学校区	23.0%	4,451
飽田南小学校区	22.0%	2,680
五福小学校区	21.0%	4,050
古町小学校区	20.0%	3,263
富合小学校区	20.0%	10,548

▼人口減少率10%以上の校区

小学校区名	R2-H22 (過去10年)	R2 人口
川口小学校区	-23.0%	1,602
河内小学校区	-16.0%	3,681
楠小学校区	-15.0%	5,578
田原小学校区	-15.0%	1,927
田底小学校区	-14.0%	2,520
豊田小学校区	-13.0%	5,862
奥古閑小学校区	-12.0%	2,891
山本小学校区	-10.0%	1,612
吉松小学校区	-10.0%	3,168

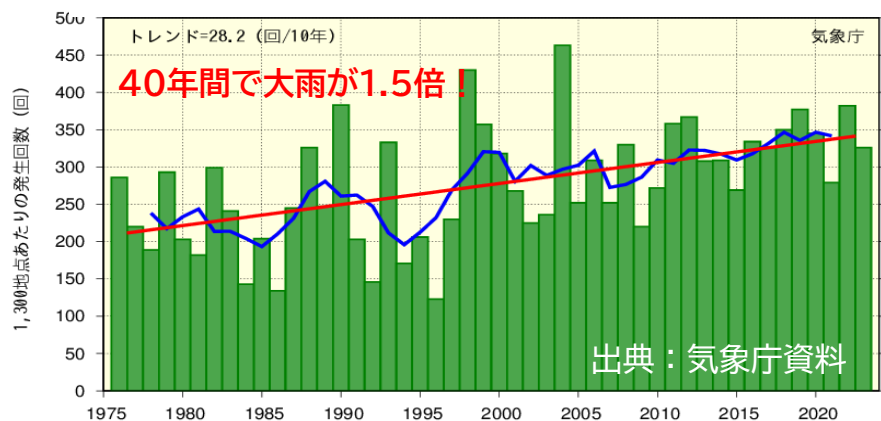
※着色枠は集落内開発区域がある小学校を示す

2.次期都市マスタープランの策定に向けた課題の抽出

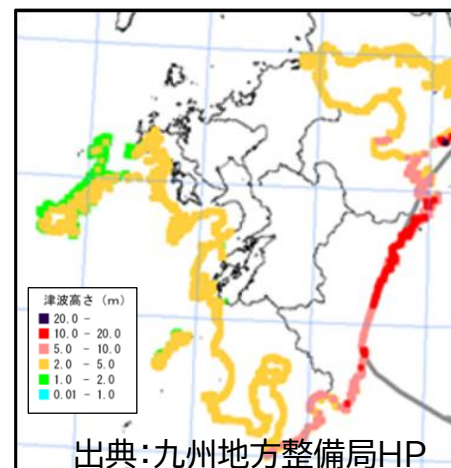
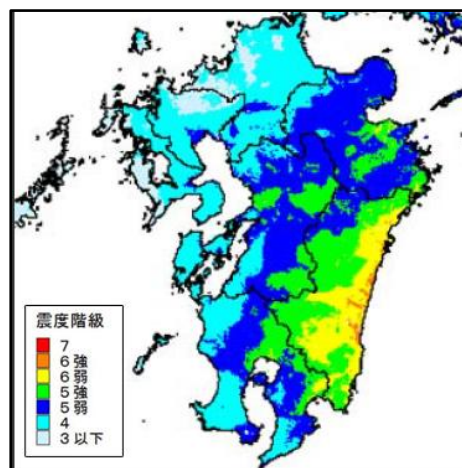
(10)防災・減災のまちづくり

- ・ 近年、自然災害が頻発化・激甚化。大規模地震発生の切迫性が高まっている。
- ・ 災害を前提としたハード、ソフト両面からの対策に加え、市民、地域、行政間の連携が必要。

▼1時間降水量50mm以上の年間発生回数



▼南海トラフ地震 想定震度、想定津波高さ



▼令和2年7月豪雨(人吉市)



▼平成29年7月九州北部豪雨(大分県)



▼地域防災活動の優良事例集

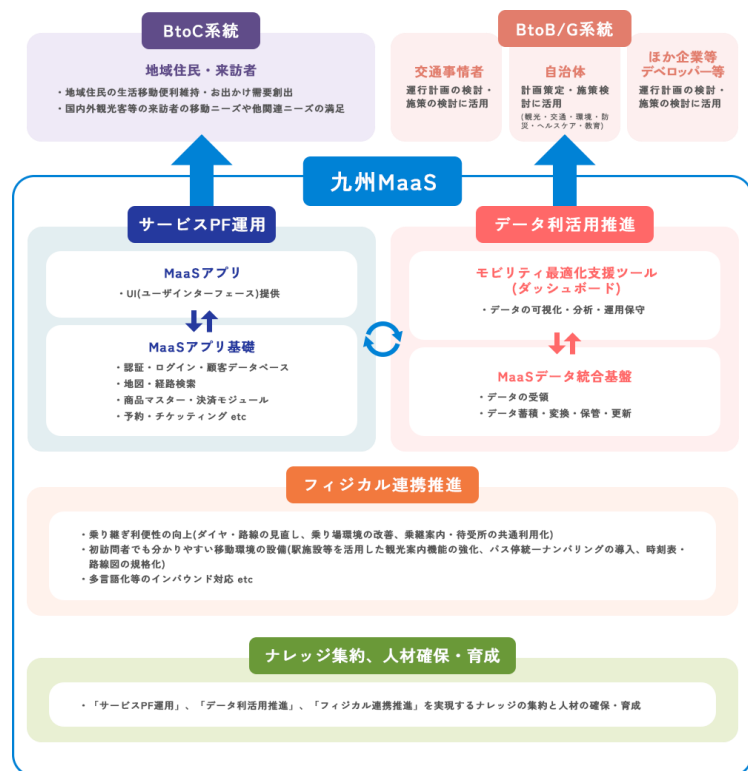


2.次期都市マスタープランの策定に向けた課題の抽出

(11)DX(デジタルトランスフォーメーション)

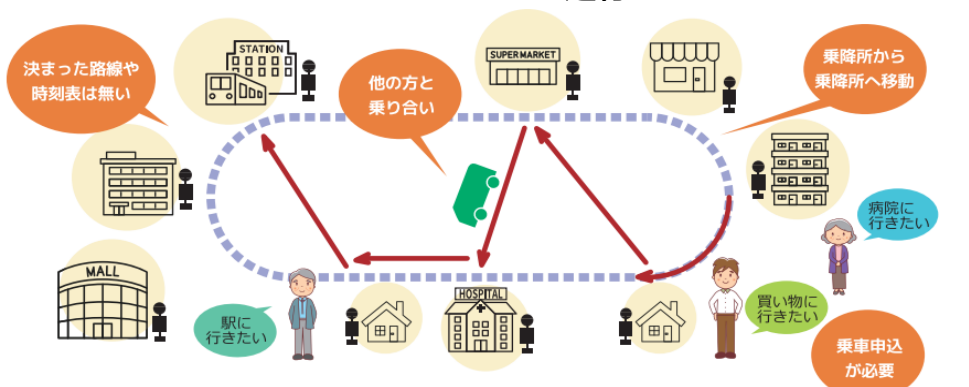
- デジタル技術の進展やポストコロナの時代における「人間中心の社会」への機運が高まっている。
- 地域や社会におけるまちづくりの課題を解決するため、データやデジタル技術を活用したDXの推進が重要。

▼九州版 MaaS



出典:一般社団法人九州MaaS協議会HP

▼AIデマンドタクシーの運行イメージ



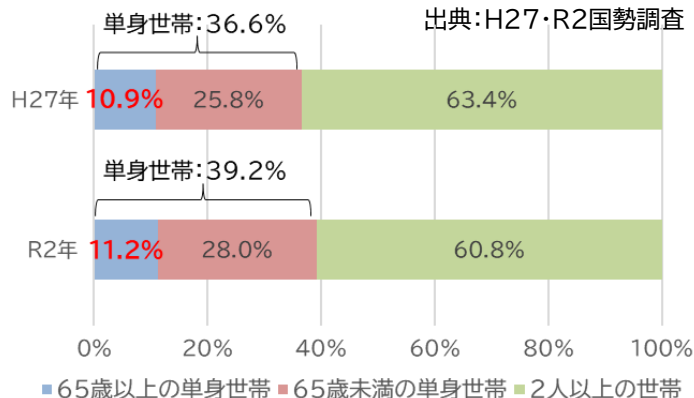
出典:熊本市資料

2.次期都市マスタープランの策定に向けた課題の抽出

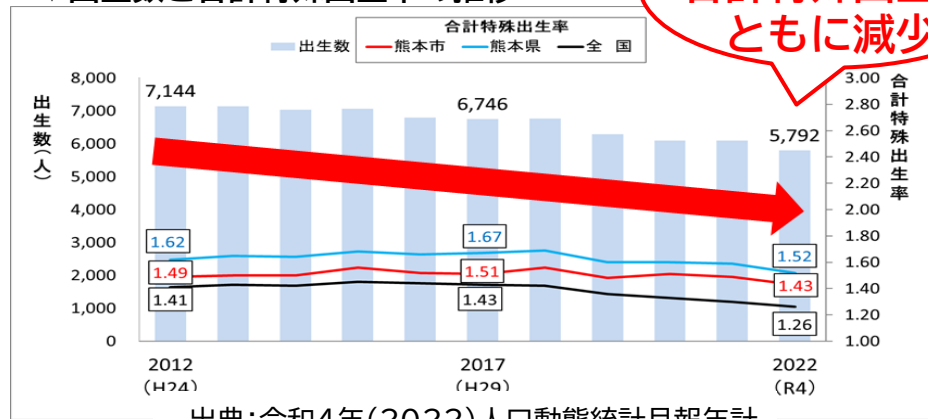
(12)福祉、健康、子育て環境

- ・ 高齢化率や高齢者世帯の割合の増加を踏まえ、医療・商業等の都市機能や公共交通が充実した高齢者が暮らしやすいまちづくりが必要。
- ・ 生産年齢人口の減少する中、子育てに必要な施設・サービスの充実など、子育てしやすいまちづくりが必要。

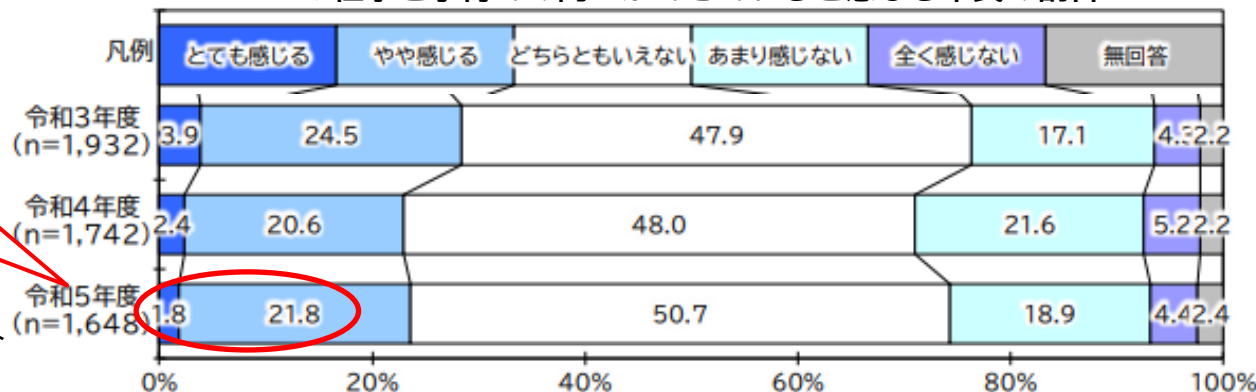
▼単身世帯割合の推移



▼出生数と合計特殊出生率の推移



▼仕事と子育ての両立ができていると感じる市民の割合



出典：熊本市総合計画市民アンケート
(令和5年度実施)

2.次期都市マスタープランの策定に向けた課題の抽出

(13)今後活発化する企業進出への対応

- ・この10年で本市の企業立地件数は上昇傾向。R5年度は過去最高を更新。特にオフィス系企業の立地が多く、首都圏からの新規進出が10件。
- ・TSMC進出を契機に、今後ますます増加する企業進出への対応が必要。

▼熊本市の企業立地件数の推移

出典：熊本市資料

企業立地件数は
上昇傾向



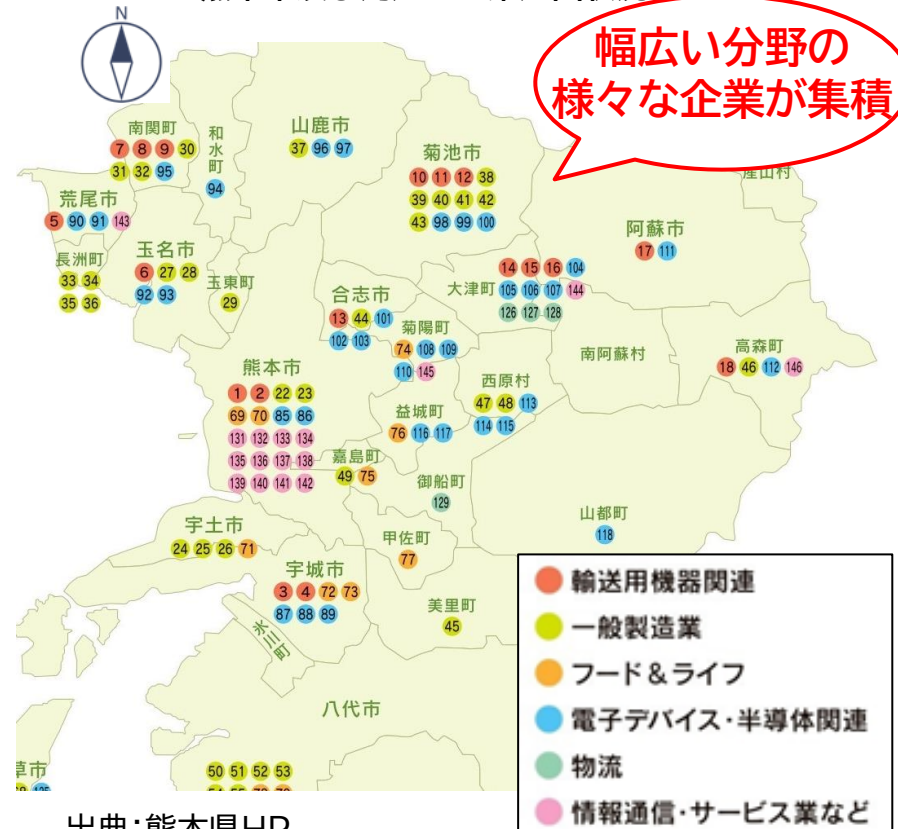
▼産業用地整備に関する協定締結(熊本市 R5)

出典：熊本市資料



▼熊本市及び周辺の企業進出状況

幅広い分野の
様々な企業が集積



出典：熊本県HP

2.次期都市マスタープランの策定に向けた課題の抽出

■20年後を見据えた本市のまちづくりの課題を抽出

- ・ 人口減少、超高齢化
 - ・ 市街地の拡大、空き家空き地
 - ・ 道路ネットワークの形成
 - ・ 慢性化する交通渋滞
 - ・ インフラ施設の老朽化
 - ・ 公共交通利用者の減少
 - ・ 地下水の保全
 - ・ 自然環境への配慮
 - ・ 地域経済の活性化
 - ・ 中心市街地の活性化
 - ・ 農水産業の振興、農地の保全
 - ・ 地域コミュニティの維持
 - ・ 自然災害への対応
 - ・ 観光需要への対応
 - ・ DXの推進
 - ・ 福祉、健康づくり推進
 - ・ 子育てしやすい環境づくり
 - ・ 企業進出への対応
- など

※ 黒字：現行の都市マスタープランからの継続課題
赤字：今後対応が必要な課題

1. 現行の都市マスタープランのふりかえり

- 1) 課題・基本的視点・基本理念・目標
- 2) 分野別の基本的な方針

2. 次期都市マスタープランの 策定に向けた課題の抽出

3. 今年度の予定

3.今年度の予定

■今年度の予定

	主な検討内容(予定)
【前回】 第1回協議会	・次期都市マスタープラン の統合イメージ
【今回】 第2回協議会	・現行の都市マスタープランのふりかえり ・次期都市マスタープランの課題の抽出
第1回専門部会 第2回専門部会	・課題、構成、将来像の専門的議論
第3回協議会	・課題、構成、将来像

次回専門部会

次回協議会

3.今年度の予定

協議会・専門部会等のスケジュール（案）

	R6 6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7 1月	2月	3月
協議会		● 第1回	● 第2回		● 第3回					● 第4回
専門部会			⊙ 第1回	⊙ 第2回		⊙ 第3回		⊙ 第4回		⊙ 第5回
庁内会議			⊙	⊙		⊙		⊙		⊙

次回協議会

次回専門部会